

## 1 水道局関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①認定第1号 平成25年度光市水道事業決算について

説 明：宮崎業務課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○畠堀委員

決算説明ありがとうございました。何点か数字について御確認といたしますか、御質問をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

まず初めに、資本的収支の2ページに上がっております固定資産の売却益を当初予算としては、8万3,000円が計上されておりましたけども、これがゼロとなっている理由について、何か予定が変わったのか。お伺いしたいというふうに思います。

##### ○宮崎業務課長

予算時に、これを計上しましたのは、もし発生したときに決算時に計上するための頭出しで、予定しておったものではございません。

以上でございます。

##### ○畠堀委員

ありがとうございました。

次に、企業債が1億340万円上がっているわけですが、これの意義について、御説明いただけたらと思います。これは、財政面の運営上で、こういうふうに企業債を出しているのか。その辺の意義について、少し説明をいただけたらと思いますので、お願いします。

##### ○宮崎業務課長

御存じのとおり、地方公営企業が事業を行うための資金は、収益を上げて内部留保資金を使用することが基本であります。その他の資金調達方法は、企業債を借り入れることしかありません。他の民間企業等につきましては、株式発行したり、社債を発行して財源を調達されるのだらうと思いますが、地方公営企業については、それができないので、借りて財源としております。また、あまり借り入れを多くすると、返済等で経営状況が悪化しますので、事業費の2分の1を目安に、借り入れを起すということにしております。

以上でございます。

##### ○畠堀委員

ありがとうございました。

企業債、これが多いから財政状況が厳しいというのではなくて、運転資金という意

味での借り入れということで理解いたしました。

次に、貸借対照表 8 ページの流動資産のところの項目で、(4) 前払金については、去年は計上されていなかったわけですがけれども、今年度発生した背景について、御説明いただけたらと思います。

○宮崎業務課長

こちらに記載しておりますのが、工事をやるときに、契約金の 3 割、企業から求められれば前払金として支払うという形でございます。熊毛地区の工事に対して、前払金を支給したということでございます。

○畠堀委員

続きまして、事業収益の関係で P 17 ページに記載されております受託工事収益ということで、先ほど周南市からの委託ということで、ここには 3 億 8,700 万円幾らという数字が載っております。事業費 18 ページのほうでは、受託工事費と費用として供出しているお金が 3 億 6,900 万円幾らという金額が上がっているのですけれども、この数字のそごについて、御説明いただけたらと思うんですけれども、よろしくお願ひします。済みません。受託工事収益費として 17 ページには、3 億 8,700 万円幾らという収益として入ってきているわけですが、18 ページの事業費としては、工事費として 3 億 6,900 万円幾らという金額の供出になっていると、この差について、何らかの理由があるのだと思いますけれども、一度御説明いただけたらと思いますので、お願ひします。

○宮崎業務課長

再度の御質問いただきまして済みません。

この差につきましては、受託工事をうちが請け負って立て替えた工事費等に対しまして、事務費をいただくこととしております。収益には、これらが含まれておりまして、差額が出ております。

以上でございます。

○畠堀委員

この差額は、水道局としての事務費ということで、収益ということで考えてよろしいのですね。

○宮崎業務課長

一応、工事費の 5% を目安に事務費をいただくこととしておりますので、純然たる収益でございます。

○畠堀委員

ありがとうございました。

あと、事業費に関する事項の営業費用の中で、資産減耗費が843万7,708円ということで、かなり多くでているような気がしますが、この内訳について御説明いただけたらと思います。

○宮崎業務課長

この資産減耗費につきましては、主に、老朽管の更新を行った際に、古い管の残存価格の価格を帳簿から落とす費用でございます。ですから、工事をやって、台帳整理をしたときに、どれぐらい発生するかということが、わかるわけでございますが、25年度については、残存価格800万円相当の資産を更新したということでございます。

○畠堀委員

当初は、どのような見込みだったのでしょうか。

○宮崎業務課長

当初予算では、1,000万円計上しておりまして、それが大体800万円と、予算時におきましては、資産減耗費は見積もれませんので、大体平均で予算を組んでいるということでございます。

○畠堀委員

了解いたしました。

あともう1点ですけれども、水道事業費の営業費用と申しますか、営業費用ではなくて、保険料が各項目に上がっているわけですから、配水及び給水費の保険料、それから業務費の中にある保険料については、昨年との比較においても、かなり増減が発生しているわけですから、この保険料の増減の背景というのは、どんなことがあるのか、御説明いただけたらと思います。

○宮崎業務課長

配水及び給水費の保険料につきましては、水道管の事故があったときに、損害等が起きたらいけませんので、その保険を掛けるわけですが、そのランクを上げたということでございます。

○委員長

宮崎課長、ランクを上げたというのを、もうちょっと詳しく説明してくれませんか。

○宮崎業務課長

ランクを上げたというのが、補償金額がはっきり覚えておりませんが、限度額1億円が3億円になるとか、そういうもので、免責を除くとか、そういう保険の条件のランクを上げたということです。

○畠堀委員

その必要性といいますか、この段に及んで、そのランクを上げたというのは、なんか必然性があったということで、理解してよろしいのでしょうか。

○宮崎業務課長

記憶いただいているかと思いますが、前回、配水池を築造したときに高さが変わり、水圧が上がったということがございまして、市内で、そういった管の破損事故等がありまして、市民の皆さんに御迷惑をかけたケースもございまして、そのときに、賠償したということもございまして、そういったものを踏まえてランクを上げたということでございます。

○畠堀委員

よく理解することができました。ありがとうございます。

あと、業務費の保険のほうですけど、こちらのほうについては、前年度の増減といいますか、比較で何か変わった点があったのでしょうか。

○吉岡料金担当課長

保険料については、公用車の自賠責の保険でして、ですから、24年度はあったのですが、25年度はなかったもので、今回ゼロとなります。

以上です。

○畠堀委員

ありがとうございます。

ということは、公用車も今回、処分したということでよろしいでしょうか。

○吉岡料金担当課長

いえ、車検時の自賠責の保険です。

以上です。

○畠堀委員

よくわかりました。どうもありがとうございます。

以上で終わります。

○笹井委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、決算のうちの手当のことを聞きたいのですが、決算書には、部局ごとに手当が計上されていますので、わかりやすくするために、監査委員会がつくった決算審査意見書の27ページ、これに各部局ごとのものを全部足した水道局全体の数字がありまして、上から2行目に手当が、水道局全体で8,709万円ですか。あります。この額に

ついて、手当は期末手当、退職手当、現場手当、時間外、いろいろあると思うのですが、それぞれの手当の種類ごとの内訳を教えてください。

○宮崎業務課長

それでは、申し上げます。内訳でございますが、期末手当5,065万3,034円、現場手当1種76万2,000円、現場手当2種81万5,100円、現場手当3種55万4,800円、業務手当267万288円、職務手当10万800円、非常執務手当104万6,000円、年末年始手当41万7,000円、時間外勤務手当1,236万3,487円、扶養手当543万5,000円、住居手当340万200円、管理職手当190万512円、通勤手当339万5,460円、児童手当357万5,000円のトータルでございます。

○笹井委員

今のこの中に退職手当、退職金みたいなのは別計上になっているのですか。

○宮崎業務課長

退職給与金につきましては、26ページの給料から、6段下がっていただくと、項目があると思います。合計では5,000万円ということでございます。

○笹井委員

わかりました。これは見逃していました。ありがとうございます。

それで、今度は時間外についてお聞きするのですけれども、時間外が今、水道局全体で1,236万円ということでございます。水道局の1人当たり一月で見ると、時間外手当に該当する。残業です。これの時間と1人当たりの一月の時間外の手当、これはいくらになるのでしょうか。

○宮崎業務課長

1カ月当たりの1人の残業時間でございますが、25年度9.4時間でございます。金額にして、2万5,661円でございます。

○笹井委員

1人当たり2万5,000円ですか。私は過去の決算資料とか、市のほうからホームページで掲載しております給与手当の状況などの状況を見ると、これは1年以上前から、そのデータしか載っていないわけですがけれども、そうすると、水道局さん3万円以上の時間外手当が過去ずっと続いていたというような、私はそういう分析をしているのですが、今回、時間外手当については、もしくは時間外の残業時間については、増減で減少しているような傾向がありますか。

○宮崎業務課長

前年対比で、時間外の費用を比べますと、前年比で269万5,475円減少しております。

○笹井委員

265万円の減少ということで、その減少した結果が、トータルで1,236万円に今回なるということですか。結構、時間外の額が減少していますけど、これは勤務の状態とか、仕事の内容とか、その辺に何か変更があったのでしょうか。

○宮崎業務課長

時間外が発生するというのは、平常時に予定している業務量をオーバーしたときに、時間内でできない場合において、職員がやるということですから、平常時に予想している業務以外にいろいろな仕事は24年度はあったから、時間外が多かったということで、25年度については、予定業務量に近かったということだろうと思います。

○笹井委員

24年が多かったのであれば、もうちょっと具体的に、こういうことがあったから多かったというところを、言っただけだと、私どももずっと受け取れるのですが。

○宮崎業務課長

そうですね。24年度は新会計制度が26年の4月から移行しておりますので、その試算の作業というものが、ちょうどピークにあったと思います。毎日、職員が10時くらいまで残って、みっちり1年間やっておりました。現在、アセットマネジメントについても、構築中のごさいますて、そのデータの整理に24年度は一番ピークであったというふうに思っております。ということで、24年度は、予定の業務量、通常の業務量よりは、そういった業務量がふえたから時間外がふえたものと推測いたします。

○田中水道局次長兼工務課長

それと、つけ加えさせていただくのですが、工務課においても突発事故、そういったものがありますので、時間外というのは、当然、前年度がこうだったから、ずっと平常にいくかといったら、そうじゃないのです。

それと、先ほど業務課長が申しあげましたように、アセットマネジメント、そういった取り組みがあります。それを平常時間にやるときに、突発事故が発生したら、その業務ができないのです。そうすると、どうしても作成の期間が限定されておりますので、時間外での対応となります。

それと、もう1点は、労使で三六協定を結んでおりまして、とりわけ時間外につきましては、1日5時間、一月20時間としております。

○笹井委員

わかりました。今回の決算においては、時間外がそのさらに1年前より減少しているというふうに、数字で見えますので、特にこれ以上、問題にするつもりもありませんが、ただ過去のデータなんかを見ますと、光市の水道局さんは、全県的な平均から

すると、時間外が多かったりするような時代が続いておったりしましたので、この辺は、私としても、そういうデータを見ながら、また今後分析させていただきたいと思います。

終わります。

#### ○大田委員

まず、収益的収入の水道事業収益で、当初予算額が18億6,500万円です。決算額15億5,000万円、3億円ぐらいの予算額というのが下がっているのですが、それは給水及び受託工事の収益がなかったというふうに書いてあるのですが、給水収益は308戸、前年度よりもふえているのに、どうして下がったのかという思いもあって、また受託工事はどのような見込みを持っておられたのかなということで、ちょっと教えていただきたいと思うのですが。

#### ○宮崎業務課長

議員さんが言われましたのは、1ページ目でお答えしたのでよろしいのでしょうか。決算報告書、予算対比ということだろうと思います。それで、お答えいたしますと、確かに監査意見書にも書いておりますとおり、予算執行ができていない理由に有収率、水道収益の減少ということと、受託工事の減少ということが書いてあるわけですが、給水収益につきましては、予算時877万4,000m<sup>3</sup>見込んでおりましたが、これが860万6,969m<sup>3</sup>しか水が売れなかったということで、16万7,031m<sup>3</sup>の減少、収益にしまして、848万5,220円の減少ということで、予算に対して減少した理由でございます。

もう1点の受託工事予算に対して、決算額の減少でございますが、当初、受託工事は、約6億9,300万円の工事を見込んでおりましたが、工事の出来高の減少と工事を翌年度に繰り越したことによりまして、約3億500万円の決算額の減少が生じたということでございます。

具体的に言いますと、25年度におきまして、熊毛地区の工事は送水管を5工区、約2億6,000万円の工事を行う予定で、これは実際に行えたわけですが、ポンプ施設整備事業につきましては、約1億7,000万円の事業を見込んでおりました。ただこれが、1億7,000万円の予算に対して6,900万円の出来高しか上がらなかった。これは2カ年事業なので、26年度のほうにその分、事業が移ったという形になります。

それともう1点が、熊毛地区に水を送るルートで島田川と笠野川という川を2本通ります。その川の底を抜く推進工事というものも予定しておったわけですが、これが予算額1億8,000万円でございますが、これも翌年度に繰り越したということで、工事に対する事務費5%も減少いたしますので、約3億500万円の減少となったということでございます。

以上でございます。

#### ○大田委員

それは、来年度に持ち越しということで理解いたします。

それと、意見書の17ページに内部留保金が4億5,000万円、また、正味運転資本金も1億8,000万円何がしか残っているのですが、健全経営されていると思うのですが、今後の資金繰りはどのようにされておられるのか、お聞きしたいと思います。

#### ○宮崎業務課長

現金と資金の状況ということと、今後の考え方だろうと思いますが、恐れ入りますが、8ページをお開きいただけたらと思います。貸借対照表は、25年度末の水道事業の財政状態をあらわしておりまして、8ページの流動資産に記載しております現金、未収金、貯蔵品、前払金、計10億4,272万8,714円とありますが、これは短期間のうちに現金化されるものでございます。

それと、このページの下のところ、5の流動負債2億3,214万7,648円、これは、近いうちに、支払いの発生義務が到来するものでございまして、この差し引きが約8億1,000万円あると思います。この8億1,000万円が差し向き水道事業に使えるお金ということでございます。用途が限定されるものもございしますが、大体、前年度とこの金額を比べても、議員さんが先ほど言われましたように1億8,000万円ほどふえておりますので、事業の余裕と幅が持てたのかなというふうに思っております。

今後につきましては、当然、水需要予測が厳しいということもございしますので、それによって、こちらのものが減少してこないかなということは、心配をしているところでございます。

以上でございます。

#### ○大田委員

安定性を、今後の健全経営を、よろしくお願ひしたいと思います。

また、25年度、東荷地区に未給水地域解消工事が、たしか25年度には終了したと思うのですが、工事費用対効果というのは、どういうふうになっているのか教えてもらいたいと思うのですが。

#### ○田中水道局次長兼工務課長

東荷に関しましては、23年度から大和の工業団地の水源の確保、それから大和地区の水質対策、これを目的に工事をいたしました。これは基本的には22年度に国庫補助金の申請を行いまして、それから23年度から工事に取りかかったわけですが、あくまでも観音寺の配水池から自然流下で給水できる範囲を給水区域といたしまして、それから要望者、給水を受けたいというお宅を対象に計画を立ててまいりました。総延長が1万456mです。総事業が2億5,845万5,269円、そのうちの9,163万3,000円が国庫補助金ということで、残りのお金を市と2分の1の負担ということで取りかかりまして、当初の予測していた要望の給水戸数とは、若干変わりがありまして、今現在は203戸の方が給水されているわけです。今現在、費用対効果と言われましたが、現在、資料を持ち合わせておりませんので、またお知らせをしたいと思います。済みません。



○大田委員

今、皆さんの健康やら、また光市の安心、安全おいしい水を配るということで、203戸しかとってもらえないのですが、未給水地域に配戸してもらったということで、私は大変ありがたいことだと思っているのです。

また、光市の水を平等に、また人道的な立場で、今答弁されたと思うのですが、今後とも光に安全で安心で、おいしい島田川の水を光市の住まわれておられる全住民に配給して、飲んでいただきたいと思うのです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、今お願ひがあるのですが、人道的な立場で、塩田地区にまだ未給水地域があるので、今後とも未給水地域をなくしてほしいと思うのです。そのところは、どういふふうにお考えでしょうか。お伺ひしたいと思うのですが。これは、決算じゃない。その他の事項に入りますか。

○委員長

入ります。

○大田委員

済みません。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②議案第55号 平成25年度光市水道事業未処分利益剰余金の処分について

説 明：宮崎業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○大田委員

先ほど答弁いただきましたが、東荷地区は203戸、少ない数字ですが通っておられます。多分、人道的な立場でとられたのだらうと思ひますが、今後とも、光市に住ん

でおられる全市民が、安全、安心、またおいしい光の島田川の水を平等に、今後とも飲んでいただきたいと思うのであります。まだ未給水地区があると思いますが、例えば塩田地区にもまだ未給水地域があります。先ほどの人道的な立場で、東荷も持っていかれたように、塩田にも未給水地区をなくしてほしいと思うのでありますが、いかがかお伺いいたします。

○田中水道局次長兼工務課長

とりあえず4拓の事業計画というのが、平成29年度まで、これを目標に事業を進めております。しかしながら、ほとんどの未給水地域に関しましては、終了しているかなというふうには思います。また、現在、給水人口の減少、そしてそれに伴う給水収益の減少、それから震災の発災など、水道事業においても、環境の変化というのが起こっております。そうした中においても、安全、安心、そしておいしい水をお客様にお届けするというのが我々の責務です。

しかしながら、効率的かつ効果的な事業運営もしなくてはならないわけなのです。ですから、当然、当初は、皆、水道ということを目的として、取り組んできたわけなのですが、東荷地区の皆さんの状況下を踏まえて、皆さんはどういうふうにご覧されているかということと、やはり過疎地とか、限界集落があります。そういったところには、実情に見合った給水方式と方策、そういったものも考えてまいりたいと思いますので、ひとつ御理解のほうをいただきたいというふうに考えております。

○大田委員

今後とも、先ほどから申しますように、人道的な立場で、未給水地域の解消に努めていってほしいと思います。

終わります。

○笹井委員

質問、関連したり、かぶったりしますが、東荷、塩田についてお聞きしたいと思います。

まず、東荷について、給水戸数は今、先行議員の質問で203戸ですか、ということですが、これは予定していた東荷地区の給水予定区域の中の何%当たるのか。そして、事前に東荷地区の事業実施に当たって、アンケートをとったと思います。そのアンケートが、給水するというのが何戸あって、そのうちの203戸なのか。ちょっとその辺の数字を教えてください。

○田中水道局次長兼工務課長

当初は430戸ぐらいを対象にしており、アンケートをとりましたら、前回、委員会の中で御報告したかと思いますが、30%前後だったのではないかなというふうに記憶しているのですが、当初より若干ふえてきたかなと、初めアンケートをして、要りますと云われて、いざ工事に取りかかると、やっぱり要らないですということもありまし

たが、また徐々にふえてきているのは実情でございます。

○笹井委員

わかりました。一応、予定区域は430で、うち203戸入ったということは、大体予定区域の半分は入ったという理解でよろしいわけですね。

それで、東荷については、結局、予定区域、全部今、管路をやっているのではなくて、この辺でということだとめたと思います。そこが、どういう考えでとめたのか。自治会単位での工事が終わったところだとめたのか。それとも、この先はもう予定している人がいないからとめたのか。ここでとめますよという、そのとめ方の考え方を教えてください。

○田中水道局次長兼工務課長

この工事は、厚生労働省のほうに軽微な届け出という形で認可を受けての取り組みです。厚生労働省に変更の届け出を出すときには、東荷地区全体を計画に踏まえて、総事業費も出しました。総事業費が3億8,000万円で、全体を網羅すると。

しかしながら、高台地区においては、給水の要望もあまりありませんでした。若干はありましたけど、しかし、何カ所もポンプ室を設置しないと給水ができないというような地理的状況にあります。ですから、あくまでも先ほど申しましたかもしれませんけど、観音寺からの自然流下方式、これを給水できる範囲として、この計画を立てて、推進をしてきたということでございます。

○笹井委員

はい、わかりました。

私は、水道も含めて、ほかの道路と川もありますけど、公共事業というのは、やはり地元の理解と、そして、受入態勢がきちんとできてから、それからやっぱり事業を実施すべきであろうというふうに考えております。今回、東荷地区に関しては、当初の段階でアンケートが30%で、実際にこうしてみると、そのときはアンケートではやると言ったけど、やらないところも出てきたということでございますので、これは済んだことですが、こういう事態が発生するというのは、今後またほかの公共事業でも考えていかなければいけないことかなと思っております。

そこで、ちょっとお尋ねしますが、塩田については、今まで予備調査的なもので、そういうふうなアンケートとか、地元の取り組みとか、そういうなんか取り組み状況がわかるものはありますか。

○田中水道局次長兼工務課長

議員さん全ておわかりと思うのですが、水道局というのは、独立採算性です。この基本にのっとって、事業計画を立てて、工事を進めております。人道的な立場というのは、確かによくわかります。しかしながら、無理な工事をどんどん進めていくというのが、無理というのはちょっと語弊がありますが、まずやらないといけないのは、

耐震化工事、これを進めていくことが必要と考えるのです。耐震化工事もやりながら、塩田地区の広い地区において、その工事もやるというと、また水道料金の値上げをしなければなりません。その水道料金の値上げを、議員さんも、市民の方も、全ての方が了承していただけるのであれば、すぐにでもやってまいりたいと思います。やはり先ほどから言いましたように、効率的、効果的、ビーバイシーの問題もあります。先ほど先行議員さんが言われましたように、費用対効果。やはり、そういったものも考えていく必要があるのではないかというふうに、私は考えます。

○笹井委員

なかなか長年、現場を抱えてやっておられる次長さんの重たい回答であったと思いますし、私は、それはきちんと受け止めたいというふうに思っています。特に、塩田についても、東荷でやっぱりこういうふうに希望が、実際にやってみると少なくなったという状況を踏まえた上で考えていくためには、やっぱり塩田で、もしやるとすれば、地元側からの積極、もう8割やりますよというような、そういう地元の調整がついているとか、そういうのがないと、私は手を出すべきではないというふうに、私は考えております。ほかの議員さんには、いろいろと考え方があろうかと思いますが、私は今回の東荷の状況を教訓として、今後の水道事業の健全な発展を進められることを期待します。

終わります。

○西村委員

一般質問でも、ちょっと使わせてもらいましたが、ペットボトルの件でございますが、10周年のラベルのついているペットボトルというのは、何本ぐらいこのたび作成をさせていただいたのですか。

○宮崎業務課長

伊藤公のラベルがついたのは、5,850本つくっております。

○西村委員

このペットボトルは、いろんな記念事業とか災害対策用のストックというのに、おとりになっているということにも使われるのでしょうが、大体、何年ぐらい保存できるものなのですか。

○宮崎業務課長

プラスチックといいますか、容器のペットボトルは、2年が消費期限になっております。

○西村委員

これは、当然ですが、非売品ということなのでしょうが、1本、大体どれぐらいで

できるものなんですか。

○宮崎業務課長

そうですね。正確に1本あたりの原価を出したことはないのですが、今、広島の業者さんにお任せをしている金額からしますと、大体120円ぐらいはかかると思います。

○西村委員

一般質問でも使わせていただいたのですが、私たちも視察先とか、議長なんかでもいろんな会に行かれたり、訪問したりする機会がございます。そういうところに、よく地元のおまんじゅうとか、お土産を持っていくのですけど、こういう10周年の記念ラベルが付いたものであれば、議会のほうで何本か、5本とか10本とかお譲りいただいて、先行市のほうにお送りしたいということがあれば、御協力はしていただけると考えてよろしいですか。

○宮崎業務課長

今回、伊藤公のラベルをつくった経緯は、例年であれば、非常時の備蓄用として、大体5,000本から大きな行事等があれば7,000本ぐらいを水道局でつくっておりますが、今回10周年の記念事業等もあるということで、教育委員会さんのほうからお話をいただいたのです。教育委員会さんのほうで、これのラベルの募集やこのラベルを張ったペットボトルの使い道等を、もう既に決められたのが5,850本なのかなというふうに思っておりますので、教育委員会の御了承がいただければ、水道局としては全然問題ないと考えております。

○西村委員

突然の質問、済みませんでした。余裕があれば、ぜひ私どもでもお使いさせていただきたいなと思います。ありがとうございました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中委員

済みません。先ほど光の水のペットボトルのお話があったので、ちょっとお聞きしたいのですが、先ほど教育委員会のほうから5,850本ということで、お話があったのですが、その前に7,000本とかというお話もあったのですが、これは生産数的には、この5,850本というのが、ロット単位じゃなくて、別にもう少し多い量をつくらうと思えば、それは可能ということなのでしょうか。

○宮崎業務課長

それは、大丈夫でございます。

○委員長

もっと具体的に言ってください。

○宮崎業務課長

今、広島のように、うちの水道水を、うちの給水車に乗せて、うちの職員が運転して持って行っているのです。というのは、やはり輸送費も削減したいのですが、給水車を運転するという職員に技術とか、そういったものも、それぞれ職員を変えつつも、経験させているということもあります。給水車は、大体2トンしか積みませんので、2回行って4トンですか。1本あたり5000なので、無駄がなければ、8,000本ぐらいまではいけるというふうに考えております。

○委員長

つまり、100万本つくれば安くなるのかどうなのかというお尋ねだろうと思うのです。

○宮崎業務課長

済みません。その辺は、5,000本をつくったときも、7,000本をつくったときもコスト的には、そんなに変わりません。それは、今、委員長さんが言われたように100万本つくれば安くなると思います。それも予想でございますが。

○田中委員

コストが安くなってきたとして、これは販売するということは、やっぱりどうなのですか。現状で難しいものなのでしょうか。

○宮崎業務課長

水道事業者で販売されておられるところもありますが、なかなか収益を上げるためには、やっておられないようには見受けられます。というのが、結局、つくるコストははじけても、その販売ルートとか、販売する経費等を差引いたときに、なかなか収益が上がってこないのだろうというふうに考えておりますので、私どもの今の規模では、到底、無理だろうと考えております。

○田中委員

本当に販売ルートも難しく、民間でも安かったりしたものが出ていると難しいところではあると思うのですが、一般質問の中でも、議員のほうから提案のあったふるさと納税とかの部分で、やっぱり光の名産として提供していくというルートができれば、それは非常に光をアピールできて、有効な使い方だとも思いますし、その部分で、ふるさと納税はどこの担当になるのかわからないですけど、そういった部分で、コストを出して、製造するというのもできれば、この光の水をつくることに対してのコストを下げることもできるかもしれませんので、ぜひそのあたりは、広い視点を入れ

て、取り組んでいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○田中水道局次長兼工務課長

エコフェスタが毎年開催されますよね。そのときに、市販されているペットボトル、これを1本買えば、光の水は、このペットボトルに換算すると2,040本買えますよというのを、ピラミッド型に積み上げ表現しました。それで、ペットボトルをこれだけ買えば、これだけの廃棄物が出るのですよということも示しました。ですから、ペットボトルのPRというのは、確かにいいことですが、2年間しか持たないものをあまり無理にたくさんつくっても、悪影響もあると思います。ですから、我々はあくまでも、直接飲用してくださいよと、蛇口の水から直接飲めますよということをしてPRしておりますので、その辺は、あまりペットボトルにこだわらず、御理解をいただきたいと思います。

○田中委員

私も市内駅伝とか、エコフェスタのほうも実行委員をやっておりますので、すごいインパクトがあって、あのピラミッドはいいなと思っているところなのですが、やっぱり光の水道水を蛇口から飲んでいただくということが、いかにいい水が、安いコストで飲めるかという部分が、あのピラミッドからわかるので、非常にいいことだとは思いますが。

ただ、一般質問のほうでも言わせていただきましたけど、やっぱり3%の伏流水、全国でも約3%しかないという伏流水をやっている。それは、すなわち島田川がすごくきれいで、光市の豊かな自然というところのアピールにもなるので、ちょっと100万本というのは大げさな数字なのですが、ふるさと納税とかという部分で、光市のアピールという部分では、水道水というところだけじゃなくて、光市の豊かな自然というところもあるので、そういう意味合いも込めて、水道局の所管の考えからは外れるのかもしれませんが、ぜひそのあたりを意見交換しながら取り組んでいただけたらと思いますので、これは要望でお願いいたします。

○笹井委員

ちょっと私もペットボトルについて、お聞きしたいのですが、やっぱりああいう光市限定、しかも10周年事業とかで、そういう記念的なものは、お金を出してでも買って、欲しいという人はおってわけです。確かに、無料のイベントなんかに行ってもらえることもできるのですが、その日は都合が悪いとかいうような人は、私はそういう常時、販売用につくるほどのものでも、というところまではやらなくてもいいと思いますけれども、何かイベントのときでも、100本ぐらい値札をつけて売れないものかなと思ったりもするわけです。ちょっとお聞きするのですが、水道局さんが土日とかの市民参加のイベントは、年間どんなイベントで、どういうことをされているか、私も不勉強なので、ちょっと教えてください。

○宮崎業務課長

そうですね。ペットボトルを配布するというので、お答えしたのでいいのかなと思うのですが、行事等なのですが、水道まつりを基本にいたしまして、そこでも配布しておりますし、エコフェスタでもお配りをする。現在、駅伝をうちを中継所にしていただいておりますので、そこでも配布をする。市からの要請等で、そういった会議、催し等があれば、うちとしましても備蓄を全部出すわけにはいきませんので、約1,000本を目途に残して、それ以外であれば出していくということ、人が集まる場所で、いろんな水道のPR、光市のおいしい水のPRのできるところには出しているというところでございます。

○笹井委員

わかりました。水道局さんも、これも企業局で、企業的活動ができるということで、市に比べてはるかに事業に対しての柔軟性は高い部局ではないかなと、私は考えていますので、今ほかの議員も何人か指摘がありましたけれども、ぜひそういうところで、ある程度の市民のニーズも、私はあると思いますので、御検討いただければと思います。

ちょっと質問の内容の項目を変えます。浄水場について、お聞きしますが、浄水場についての、これは24時間常に誰か人がいるというところだと思いますが、その勤務体制について、どういうふうな形で24時間面倒を見られているのか教えてください。

○森下浄水課長

今、交代勤務者が10名で、三交代で24時間の勤務をしております。1班が2名で、勤務をしております。

○笹井委員

三交代の2名体制ということですから、1日は6人で回していると、昼間は違うのか。夜が早い夜と遅い夜で4名ほどが、時間外以外でおられるということですね。それで、その勤務時間外以外の勤務については、上水道の勤務の人、一月当たり大体何回ぐらい夜勤が入るような形になるのでしょうか。

○森下浄水課長

浄水場の交替勤務職員は、年間を通じて一人一人の勤務体系が決まっております。それを順次、変則三交代で2名ずつ入っておりますので、16時から22時30分までが二勤ということで勤務しております。22時30分から朝の8時半までが夜勤ということで勤務をしております。ですから、日勤の後に、二勤が3日間、夜勤が3日間と、その前後に休みが1日、夜勤明けには3日間の休みがあって、そのサイクルで回しております。

○笹井委員



わかりました。だいぶ前の委員会でも確認したのですが、そういう日勤とか夜勤勤務をするに当たって、通常の勤務時間だけでは、ちょっとそれが一月全部埋まらないので、あらかじめ時間外を組んで、そういう勤務に充てられておられるということ、前に御回答をいただいたんですけど、現在もそういう状況なのでしょうか。

○森下浄水課長

過去は、人数が足りなく、二交替の時期もございましたので、そういう事例が多々ありましたが、今は勤務体系10名で365日、必ず2名の職員が二勤、夜勤で組んでおりますので、そういう事例は減りました。

○笹井委員

わかりました。これは、私の感覚で言えば、ちょっと改善されたのかなと思います。ただ、過去できなくて、今できるようになったというのは、どういうふうなことが変わったのでしょうか。全体の人数がふえたのでしょうか。その辺の変化を教えてください。

○森下浄水課長

人数につきましては、過去9名だったものが10名になって、今組んでいるという状況です。

○笹井委員

わかりました。この問題、過去、私も指摘しましたが、現在は改善の方向で動いておられるものと認識いたしました。

終わります。

○委員長

それでは、議会報告会で市民の皆さんから出た意見、こういったものをもう一度、水道のほうに尋ねて、あれに載せなきゃいけないので、もう一度おさらいも含めてという意味もあって、それぞれに担当していただいておりますので、その担当の方、執行にきいてください。

○田中委員

それでは、第6回市議会報告会で市民の皆様からいただいた御意見について回答いただければと思います。2点あります。

1点目が、中山川ダムの水利権を活用した工業用水利用についてです。所管はどこになるのか。また、事業の設備費は山口県が支払うことになっているが、どういうところで担保されているのか。そしてまた、どの部署で協定書が交わされたのかをお聞きしたいと思います。1点ずつ言ったほうがいいですね。

2点目が、工業用水の送水事業は、調査が始まっているのに、協定書がない現状だ

が、明確にすべきではないか。また、中山川ダム建設費は既に支払っているのだから、その改修方法をこの事業の中で考える時期ではなかろうかということで、2点いただいておりますので、御回答よろしく願いいたします。

○宮崎業務課長

それでは、御回答申し上げます。

まず、工業用水の送水に関しまして、水道事業資産の下林取水場を活用し、取水することから、水道局が施設構築、水運用などを所管いたします。なお、市が所有する水利権を活用することから、事業推進のための調整、協議などの部分は、政策企画部が所管をいたします。

さて、本事業の経過でございますが、昨年9月議会において、市長から本市が有する中山川ダム貯留権の工業用水への転用について、具体的な作業を進めることを報告いたしました。その後、山口県企業局、光市及び光市水道局の三者で協議を行っております。事業の現状でございますが、島田川における表流水の調査を初め、送水ルートを検討調査を県、市、双方で行っております。協定書等につきましては、調査が完了するなど一定の条件が整ってから交わしたいと考えております。なお、ただいま申し上げた調査等に係る費用及び今後、発生する本事業に係る費用は、企業局が負担することについては覚書を交換しております。

○大樂委員

それで終わりですか。

それでは、私のほうから1点ほど、今、田中委員の追加事項になりますが、中山川ダムの水利権の工業用水の変更について、ほとんど一緒です。山口県との間で、事業負担割合について、協定書が締結されているのか、今はまだ調査中というところありましたが、それを文書化してもらいたいと思います。市議会で確認されておるかということ、今やっているということで回答ということであっていいと思いますが、その辺のコメントいかがでしょうか。

○宮崎業務課長

ただいま御回答申し上げましたとおり、協定書等につきましては、調査が完了するなど一定の条件が整ってから交わしたいと考えております。

以上でございます。

○福島水道事業管理者

工水関係の協定書の問題ですが、工事主体が企業局です。ですから、協定書は必要ないわけです。ただ、水道局が委託を受けてやる部分については、覚書を交わしております。

以上です。

## 2 病院局関係分

### (1) 継続審査事件

#### ①議案第26号 光総合病院移転新築整備基本計画の策定について

#### 質 疑

##### ○笹井委員

では、本件につきましては3月議会に上程されて6カ月たっております。ちょっと今までの質問とかぶるところもありますが、確認のためにちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まず医師の確保対策ですが、今病院の移転計画について、これは議案には医師の確保計画まできちっと入っているわけじゃありませんし、今後努力される事項だとは思いますが、新設病院に当たって、これから医師をどういうふう to 確保していくのかの部分について、ちょっと病院局の考えを改めてお尋ねいたします。

##### ○田村病院局管理部長

医師確保につきましては、この計画において3名ということをや収支計画も含めまして数字を上げております。基本的には、山口大学の関連病院ということになりますので、大学のほうに要請をしていくと、引き続きということでございます。

##### ○笹井委員

はい、わかりました。その方向でよろしく願いいたします。

次に、交通アクセスについてですが、これにつきましては今まで委員会でたくさんの議論があったところですが、現状は不便なところであり、バスがないところであるということです。これについて、一応、今後の病院局の取り組みのお考えをちょっと改めてお聞かせください。

##### ○西村病院局経営企画課長

確かに、委員さんおっしゃるとおり、現状は公共交通機関、そういったものが通っておりません。これまでもお答えしておりますけれども、民間のバス事業者等へ、いわゆるルート変更等の要請を行ってまいりたいと考えております。

また、場合によっては、光駅等からのシャトルバスについても検討してまいりたいというふう to 考えております。

以上です。

##### ○笹井委員

はい、わかりました。

あと緩和ケア病棟についてですが、病床数は議案の中にあつた説明資料の中ですかね、に入つておつたと思います。一応、この緩和ケア病棟を大体どういう場所に設置するのか、そして、その緩和ケアの病棟は、こういう大体体制、スタッフで行うとい

うところもちょっと改めてお尋ねしますのでお答えください。

○田村光総合病院業務課長

緩和ケア病棟の設置場所でございますが、今から設計をしていく中で場所等を検討していくようになるかと考えております。

スタッフでございますが、看護師、また医療技術員を増員計画にしておりますが、その中で適切な人数を配置していくようになるかと思っております。

○笹井委員

緩和ケアは、過去の質疑の中でこういう場所を考えておるといのが何かなかったですかね、今の回答で、これから考えていくということによろしいのですかね。

○田村光総合病院事務部長

基本的にはこれから考えていきますけども、風光というか景色がいいとことか、他の患者さんと会わないとか、基本的には環境を一番に考えていきたいというふうに考えています。

○笹井委員

はい、わかりました。終わります。

○萬谷委員

それでは、これまで、今いろいろ継続して審議してきましたこの議案が出ましてから僕は一般質問では病院のことはしなくなったのですが、それまでは病院のほうもかなり一般質問させていただきましたので、先ほど笹井委員と同じように、復習の意味という意味でちょっと質問をさせていただければと思っております。

私、当初からこの新築移転に関しては賛成の立場をとってきておまして、一番の理由としまして、虹ヶ浜というところでちょっと海拔が低いという部分で、病院自体がつかるといことはないのでしょうけども、車に関しては1 m50cmぐらいつかれば動かなくなってしまうということで、病院の孤立というのが、非常に僕としては前から言っていたところなのです。

そういう意味で、ぜひ移転新築をよりよいものにしたいという気持ちなのですが、最初に、前にも僕が質問したのですが、公募型プロポーザルという建設執行、一括発注方式というふうな感じで書かれておったのですが、まだ決定してはないという答えでありました。でも、そのときに、今後検討していく、そのころからちょっと時間がたっていますが、その辺ちょっと地元業者をいかに使うとか、何かそういう具体的なというわけじゃないのですが、大体そういう思いがありましたらお聞かせいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○田村病院局管理部長

若干、今委員さん言われたプロポーザル云々というのと病院のほうで出しておったのはデザインビルド、要するにDB方式ということで、私もこの委員会で御答弁させていただきませうけれども、基本計画が議決をされましたら、その次の段階には基本設計、その後実施設計、施工という形になろうと思います。

その中で、今いろいろDBの話をしていただきましたけれども、当時も回答しておったのは、基本設計から全て施工までをデザインビルドでやるのか、あるいは、まず基本設計は基本設計、その後設計施工、要するに実施設計と建設、こちらのほうをDBにやるのかと、そういうことも含めて検討するというのを考えておりました。

今のところ、まだちゃんとしたものは確定しておりませんが、当然この基本計画が議決をいただきましたら、その次の、まずはやはり基本設計を最初につくっていききたいと。それはまた、議員さんのほうにも、あるいは一般の市民の方にも、その基本設計の中身も当然公表していくという形になろうと思っています。

その後、基本設計が済みましたら、実施設計及び施工ということになりますけれども、これについては、今のところまだ確定はしておりませんが、近年のいろいろな病院を見るに当たって、今までの従来方式というよりは、そういうデザインビルドの方式でやっている。これは金額を下げたり、あるいは期間を短くしたりとか、そういう利点もありますし、以前も話をしましたように、逆に短所というところもありますので、その辺はもう一つ具体的には詰めていききたいとは思っていますが、まずは、今病院局として考えておるのは、基本設計をその次に進んでいききたいというふうに思っています。

プロポーザルというのは、その業者選定において、それをプロポーザル方式でやるのか、あるいは総合評価方式でやるのか、それは、未定でございます。

以上です。

#### ○萬谷委員

ありがとうございました。

高台に病院ができるという意味では非常にいいことだし、ぜひ地元業者という思いを持って取り組んでいただきたいんですが、いろんなちょっと全国的に病院の建設等を見ると、大きな業者が、失礼な話なんかもかもしれませんが、地元業者を通すだけだと、全く地元業者におもしろくないといえることも結構聞いて、耳に入ってくる場所がありますので、その辺ちょっと御注意いただければと思っております。ぜひ、予算ありきではなくてというところがあるのですが、ぜひよろしく願います。

また、前にもこれ出たのですが、確かに道路について踏み切りがたくさんありますので、外に出るときに、やっぱり西河内の踏み切りだとか、いろんなところを通るときに踏み切り対策というか、ああいうのもぜひ、実際、光総合病院があそこにできた後に、例えばもう徳中に送るとすることも絶対あると思うんですね。そのときのルートっていうのを確定もシミュレーションしていただければと思っております。

あと院外薬局について、僕質問したのですが、どうでしょうか。入札にかける方法はないかっていうふうに以前言ったのですが、その辺の検討はなされたかど

うか教えていただければと思うのですが、どうでしょうか。

○田村病院局管理部長

基本計画の議決をいただきましたら、先ほど申したように基本設計というふうに入  
ってまいります。そうした中で、今御存じのようにソフトパーク、あの土地でござい  
ますけれども、当然、病院を新築するという事になれば、調剤薬局、要するに今院  
外処方しておりますので、引き続き院外処方をしていきたいというふうに考えており  
ます。その場合には、そこに調剤薬局さんに出店をしていただくという形になろうか  
と思います。

そうした中で、薬局をどういうふうな形にするか、その辺は、計画のほうにも検討  
項目というふうに上げております。具体的にまだ確定はしておりませんが、基  
本的には、あそこにソフトパークの、病院が取得できる土地にするのか、あるいはそ  
の近辺のまだ売れてない土地もございまして、それか、そのソフトパーク以外のとこ  
ろってということもあろうかと思っておりますけど、ただ、ソフトパーク以外のところ  
になれば、これはもう民間の売買になりますし、ソフトパークの中の売れてないところ  
ってなれば、これはまた経済部との話になろうと思っておりますので、病院がどうい  
う形で調剤薬局さんを誘致する、その土地を確保するかというのは、まだ、未定で  
はございまして、基本的には調剤薬局をするためには、これは許可が、当然調剤薬局  
さんがする必要がありますので、それができるような準備も一つはする必要があるか  
とは思っております。

以上です。

○萬谷委員

本当に今まで継続審査でいろいろ聞いてまいりましたので、また復習になってしま  
いますので、もうあれなのですけども、自治体病院っていうのは、いろいろ今まで、  
そもそも不採算医療になる使命というのがあると思うのですけども、いろんな面でよ  
りよい病院をとという意味でつくっていただければと思います。

以上で終わります。済いません。

○田中委員

この病院の移転新築については、3月に上程されてから継続審議を行ってまいりま  
した。その中で現地調査も行わせていただき、現地では、本当に守田管理者の狭隘化  
とかプライバシーの確保っていう部分での熱い思いなども聞かせていただきながら  
進めてまいりました。

委員会の中でも多くの質疑を行ってききましたが、これからということで、次のステ  
ップにならないとほかの関係所管とか機関との協議が始まらないという部分も質疑  
を行っていく中で感じたところではあるので、一定のそこは理解をするところな  
のですが、今回、会派の中でもこの話をして、光総合病院移転新築について少し質問をさ

せていただきたいと思います。

まず、継続審議の中であった病院の新築移転だけではなく、それを整えるときに、一つは光駅の整備、また道路の整備も含めて、まち全体をデザインして進めてほしいということを御要望として上げます。といいますのが、今の公共バスの整備、この議会でもドア・ツー・ドアのコンビニクルのお話もさせていただききましたが、これは病院局だけでなく、各所管をまたいで広い視点で考えるべきことが必要だと思いますので、それをまず一点お願いしたいのと、そのバスの整備だけではなく、バスが通る道路ですね、浅江小学校から虹ヶ丘踏み切りに向かう変則3差路の整備とか、光・徳山線の整備、あとY I Cから中村町への道の整備、そして候補地から東側に抜ける道の整備というのものも、同時に考えていくべきことだと思いますので、そのあたりで、これからの取り組みについても回答いただければと思います。

○田村病院局管理部長

私、病院局の管理部長でございますので、なかなか答弁ということは難しゅうございますけども、ただ一般質問、このたびの田中委員さんも西村委員さんもそういう一般質問の中で、それに対して担当部署がそういう答弁をされております。

それについて、市としてそういう形で、今後答弁のとおりということで、ちょっと私のほうとしては、それ以上のことはちょっと申し上げられませんが。

○田中委員

わかりました。それで、続いて行きます。

市街化区域への変更を望む市民の声っていうものも地元のほうから出ているとお聞きしますので、ぜひその辺の意見も市民に対して聞いてほしいという部分がありますが、これについてはいかがでしょうか。

○田村病院局管理部長

私の答弁できる範囲でお答えをさせていただきます。

光総合病院につきまして、移転場所につきましてはソフトパークというところでございまして、御存じのように、これは光市の特定用途地区建築規制条例、これが入っておりますので、その中身について建設部とも話をしながら、いろんな建築物の制限であったり、そういうものは指定されておりますので、その辺で話はしておりますけれども、ただソフトパーク以外の市街化区域、あるいはその辺につきましては、ちょっと御答弁をする材料は持っておりません。

以上です。

○田中委員

今、回答ができないということは理解するのですが、周辺住民からそういう声があるということなので、それは御要望として上げさせていただきますので、今後、声が出たときには意見を聞いていただきたいと思います。

続いて、病院の中身についてなんですが、食堂、コンビニなどを入れてくつろぎスペースをつくっていただきたいということを御要望させていただきたいと思います。

あともう一つ、将来に禍根を残さないように、財政規模に捉われず、大胆な計画を実行していただきたいと思っております。(発言する者あり) はい、それでいいです。それでは、その計画については、いかがお考えかをお聞かせください。

○田村病院局管理部長

ありがとうございます、どうも。

御存じのように、現在、東京オリンピックの関係であったり、東北の震災の関係であったりとか、資材の高騰あるいは職人さんが不足ということで、かなり単価が上がっております。

この計画をつくった当初、平米当たり30万円ということで計画をしておりました。現状、いろいろ情報を集める中で、2割、3割高というふうな情報も入っております。現状今、平米30万円では非常に厳しいということは思っております。

今、田中委員さん言われたように、財政規模云々と非常にありがたいお言葉ではありますが、ただ、際限なくというわけにもまいりませんし、当然市の財政も考えながら、その辺は市長部局とも調整を図りながらやっていきたいと思っておりますけども、もう一度申しますけれども、今、単価的には非常に厳しいというような状況でございます。

以上です。

○田中委員

わかりました。

最後にもう一つなのですが、先ほどデザインビルド方式というお話もありましたが、入札の中で、山陽小野田市が取り入れて地元企業を優先して活用するというのも、今行われております。そういったものを光市のほうでも取り入れてやっていただきたいと思います。この件に関しては、前例もあることですので、御意見をお聞かせいただければと思います。

○田村病院局管理部長

今、山陽小野田市民病院の話がされましたけども、私も山陽小野田行ってまいりました。具体的に話を聞いております。そうした中で、地元企業活用型の入札をされてらっしゃいます。

それが、光のほうでそのまますぐ当てはまるかどうかということは、今ここで申し上げるといって、そういうものも今ございませんけれども、ただ、先ほどもありましたように、地元の企業をいかに活用していくかということは、それは今後の検討ということで十分認識しておるつもりでございます。

○田中委員



よろしくお願いいたします。  
以上です。

○大樂委員

それでは、過去に質問しておるかもわかりませんが、確認の意味でもう一回させていただきます。

今、病床数210としておられますが、この根拠ですね、やはり今使っている率は60から70だと思えるのですが、これをずっと固守していかれるかどうか。今度、新しくつくる病院に対しては、若干最高の率をとって80%ぐらいすると、そういったお考えは、今のところないのでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

210床程度というのは、現状の病床数をそのまま持ってきており、将来の患者数の動向を検討したときにそうになりました。その210床が必ず210床かと言われると、それは今から基本設計等に入ったときに検討するというか、広さも含めて若干の変更があるかもしれませんが、基本的にはその数字で考え方はいこうというふうに考えています。

○大樂委員

過去のデータないし今後の推移を見ましても、210をほぼ満床できないのではないかという予測が立つところがございます、今のところですね。だから、基本設計、そういったところに入りましたときに再度精査されまして、要するに、あいた部屋も管理費も結構かかりますので、建設費もかかりますということで、妥当な数字で行かれたらどうかという提案でございます。そのことで、もしあればお願いします。

○委員長

提案ですか、質問ですか。

○大樂委員

答えがあればお願いします。

○田村光総合病院事務部長

皆様方の意見も踏まえて、そのあたりは検討することになるのではないかという気がします。

○大樂委員

それと、これもちょっと質問させてもらったかもわかりませんが、現在の病院、移っていったときの後利用です。それ、どのように考えておるか。

例えば医療機器なんか多分、今度15億円計上されておりましたから、ほぼ新しいも

のになると考えられます。で、今の古いものは、そのまま置いていかれるかどうか。それから、今の土地と解体費を含めて幾らぐらいで売り出しますかと、いろいろあると思うんですが、そういったことは全く白紙の状態、今推移しておるのでしょうか。それとも、水面下ではそういった話がどっかあるかどうか。例えば、私が数億円持っておいたら、それを買って新しい病院をつくれればいいという考えを、もし、おありの方がおられるかどうかです。そんな話はないわけですね、今のところ。

○田村病院局管理部長

跡地利用につきましては、まだ、未定でございます。

○大樂委員

では、未定の状態を云々ということは、ちょっと酷なことかも知れませんが、どうということをお考えでしょうか。全く白紙で将来何もせんていうんじゃ、ちょっと無責任じゃないかと思うのです。何か、ある程度考えておられたらお願いします。

○田村病院局管理部長

跡地につきましては、当然土地、建物がございます。病院も含めて、そういうものが利用できるという可能性があれば、それもそのまま残して、病院としては、それだけ解体費もかかりませんので、そういう考え方も一つあると思います。

一方、これも計画、参考資料の中に既存施設の処分についてということで、一文入れさせていただいておりますけども、まず施設を残したままで売却ができないかというのは当然考えていく必要があると思いますけれども、ただ、なかなか今のこの2次医療圏の中で新たな病院を、ベッド数過剰な地域でございますので、病院を新たに建てることは難しいのではないかと思います。そうした中で、それが施設に転用できるかどうか、施設というのは老健だとか特養だとかそういったものへ。

ただ、なかなかちょっと規模的にも大きいので難しいのかなと思っていますけども、そういうものが難しいということになれば、当然施設を解体して、じゃその土地をどういうふうに活用していくか、これはまた市長部局とも、これは病院だけの判断というわけにまいりませんから、そういうことで現在動く予定にはしております。

以上です。

○大樂委員

それを聞いたかったわけなのですが、一応安心しております。

それと、最後の質問になりますが、これは議会報告会であったのですが、議会は新築移転の計画に対して市民との対話集会をやってほしいというのが、質問が今あっておるのですよ。病院局側としては、この辺に関しては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○西村病院局経営企画課長

対話集会といいますか、シンポジウムですかね、これについてのお尋ねでございますけれども、この光総合病院の移転新築に関しましては、以前の2病院の再編、機能分化、これの具現化策の一つであろうというふうに考えています。これまでも有識者から成る諮問委員会、また市民対話集会、また再編計画説明会、こういったものを開催してまいりました。また、昨年市民対話集会におきまして、市長自ら光総合病院の移転新築を表明した理由について説明等を行っております。

こうしたことから、現時点では、移転新築のためのシンポジウム等については開催する考えはございません。

以上でございます。

#### ○大樂委員

今、西村課長言われたのは大体理解できるのですが、基本構想なり、そういったところをでき上がったところで、もう一回さらに市民からのシンポジウムというのを、ぜひどこかの時点でお考えになったほうが、今後、市民との意見の相違という面ではないかと思うのです。これは参考までに胸の中にとめておいてください。

以上です。

#### ○大田委員

先ほど質問の中でちょっとお聞きしたいのですが、整備手法の検討において、たしか部長は基本設計が初め、その後実施設計して、その後プロポーザル方式か公募型方式入札で行うと分けるような答弁をされたと思うのですが、間違いはないですか。

#### ○田村病院局管理部長

再度御説明をいたします。

本計画が議決をされた後には、今病院局のほうの考えといたしましては、基本設計をまず先行してやっていると。この基本設計をやるに当たっては、業者選定についてはプロポーザルなのかどうなのか、その辺までは具体的には決めておりません。

ただ、基本設計をまず、ちゃんとしたものをつくって、これを議会並びに市民の皆様方にお示しをする必要があるかと思っております。

その基本設計ができた後、その基本設計をもとに、今度実施設計ということになりますけれども、これまでの従来型というのは、また実施設計で入札あるいはプロポ等を行いまして、その次に施工業者を決めていくというような形でありましたけれども、先ほど申しましたように、費用の面であったり、スケジュール等期間の短縮等も図れる、一方ではデメリット部分もございますけれども、そうした中で一つの方法として実施設計と施工、これを一括してプロポーザルであったり、あるいは総合評価方式、これは入札ということになりますけれども、それをやっていくということを今、病院局としては一つの案として考えておるといってございまして。

#### ○大田委員

その中で、なるだけ地元業者が応募できるような方式をお願いしたいと思います。

それと、今まで新築移転に対して、常に病院局は狭い、老朽化ということを常に言っておられました、現在の病院ですね。それで、私が思うのに、今現在の建物そのものは、まだ耐久年数もあることから、もし今のままで置いたときの収支計算ちゅうのはされたかどうかをお聞きしたいのですが、何年か先までの。

○田村病院局管理部長

当然、これは移転新築を考えますので、移転新築先での収支計画というのは、当然お示しをする必要があると思います。

今、委員さんが言われるように、じゃ、現状の病院の中で収支計画をどうか、これはまさに計画でございますので、決算を見ていただきたいということで御了解いただけたらと思います。

○大田委員

今、決算見ていただいたら、決算は今のところ黒字なのですよね。今のところ黒字なのですよ。だから黒字じゃから、余裕のあるうち建てかえ、それとも将来的には先生もどうかわからんし、古くなる感じで施設も老朽化するから、古くなったら患者の来てもないやろうから新しい病院建てる。黒字の余裕のあるうちに建てたいという計算をしましたというふうになっているのか。

○田村病院局管理部長

たしか前回の委員会でもお話をさせていただいたと思います。

要するに、このまま今の病院でずっと行って、経営は今5年連続黒字でございます。過去においても4年間赤字はありましたけども、平成に入ってからずっと黒字のような状況でございますけれども、要するに今の病院で行って、このままやっていって、そのまま座して死を待つという表現がいいかわかりませんが、そういう方向、あるいは現地で建てかえをするか、これは難しいと判断しました。

基本的には、病院局としては移転新築ということで、新たにつくり直そうと。で、その根底にあるのは、今委員さん、老朽化、狭隘化と言われましたけども、まさにそのとおりであります。

現在の病院施設につきましては、実際、視察等もされておられますし、ほかの新しい病院等も行っておられると思うのですけれども、現在の医療をやる、30年前にできたときはそれで結構でしたけれども、今はそういう状況にありません。基本的には、そういう考え方のもとで、将来に向かって頑張っていこうということでございます。

○大田委員

余りようわかりましたとは言いたくないのだけど、一応解釈しました。

○畠堀委員

本議案の審査に当たりましては、当委員会におきまして、3月から7カ月にわたって幅広い観点から審査を行ってまいりました。今後、具体的な事業実施に向けて、これまでの議案審査内容を十分踏まえるとともに、病院局自らが掲げておられます新総合病院の基本方針、とりわけ良質で安全で心温まる医療を提供し、地域の皆様に信頼される病院づくりに努めますという理念のもとに5つの基本方針が掲げられております、『患者さん中心の満足度の高い医療』、『医療水準の向上』、『地域医療の確保と地域医療連携の充実』、『救急医療の充実』、『安定した経営基盤の確立』と、こういったものをしっかり具現化していただきますようお願い申し上げますとともに、そうした取り組みを通じて、光市が安心して安全なまちづくりとなるよう取り組みをお願いして要望とかえさせていただきます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## (2) 付託事件審査

### ①認定第2号 平成25年度光市病院事業決算について

説 明：守田病院事業管理者 ～別紙

説 明：西村病院局経営企画課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○畠堀委員

御説明ありがとうございました。

3点ほどお伺いしたいと思います。

まず一点は、説明でもございましたように、両病院については純利益を計上しているわけですが、入院患者数について、光病院については入院患者数、それから外来患者数、それ両方とも減少していると。大和病院については、入院患者数が増加しておりますけども、外来患者は減少していると。こういった傾向で、若干ここ数年間減少傾向が続いているわけですが、このあたりをどのように病院分析されているのか、お伺いしたいというふうに思います。

○田村光総合病院事務部長

まず、光総合病院のほうから申し上げますと、先ほど説明で申しましたように、医者1名が減っております。で、入院患者が減少した部分と患者さん1人当たりの入院期間が短くする方向にありますので、絶対数というか延べ患者数は減少という感

じになっています。外来患者さんに関しては、先ほど眼科の部分では申し上げましたけども、診療日の間隔が延びたということで患者数が減ったという部分が影響しているものと考えています。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

大和総合病院のほうの状況を説明いたします。

まず、入院患者ですけれども、機能分化されて療養病棟、慢性期を中心とした病院へと変更しましたけれども、それに伴って療養の患者さんが増加してきたというふうに考えております。

外来につきましては、先ほど説明にもありましたとおり、外科の医師が1名減、それから、小児科については週3日から2日に減ったということでの患者さんの減少というふうに考えております。

○畠堀委員

今、御説明いただきまして理解することができましたが、この傾向については、今後の見通しとはどのような見通しを立てておられるのかお伺いしたいというふうに思います。

○田村光総合病院事務部長

今後の見通しも以前の委員会でも申し上げましたけども、周南圏域全体で入院患者数が減少していました。その費用というか消費税の関係もあって、若干の受診控えがあった等も聞いていますけども、今後も急激にふえるということは、すぐには考えていません。今、光病院としての方策としては、9月から開設しました地域包括ケア病棟等での患者数の確保に努めていきたいというふうに考えています。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

大和総合病院の入院患者については、先ほども御説明をさせていただきましたとおり、平成25年度にあっては病床利用率95.8%と非常に高い数字になっております。現在も100%近い病床利用率が続いておりますので、これから先もこういった高い稼働率で推移していくものというふうに思っております。

以上です。

○畠堀委員

外来のほうはどうでしょうか。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

外来患者は、若干減少気味にはありますけれども、現在の外来診療において、増えることはないかもしれませんが、大きく減ることもないというふうに考えております。

○畠堀委員

いずれにいたしましても、入院患者、外来患者、やっぱり収益に直結してくるのではないかと思いますので、そういった意味では選ばれる要因ということで、これからも引き続きよろしく願いしておきたいというふうに思います。

あともう一点ですけども、先ほど少しお話がありました参考資料の28ページに載っております改革プランのことですけども、これについて、私ちょっと勉強不足なのですけども、当初の目的と具体的な取り組み、それから総括という形で、恐らく25年度が総括の年じゃなかったのかと思うのですけども、それについて御説明いただけたらと思います。

○西村病院局経営企画課長

先ほど、この改革プランの28ページ以降については詳細御説明をいたしませんでした。で、今からちょっと時間かかりますが、説明させていただいてよろしゅうございましょうか。

○委員長

どのくらい、1時間もかかるの。

○西村病院局経営企画課長

いえ、そこまでは。10分ぐらい。

○委員長

簡潔明瞭に

○西村病院局経営企画課長

はい、わかりました。

それでは、改革プラン、これ28ページでございますが、これについて説明させていただきます。

説 明：西村病院局経営企画課長 ～別紙

○畠堀委員

改革プランについて、両病院の状況について御説明を、結果について御説明をいただきましたけども、この結果を踏まえて総括といいますか、どのようにお考えなのか。

そして、今、先ほど決まったわけですけども、光病院の移転新設というのがあるわけですけども、あとそれまで5年はあると。この間はどのような形で経営を進めていけるのか、そのあたりの考え方について御説明をお願いします。

○西村病院局経営企画課長

もともとこの改革プランですけれども、多くの病院が赤字を抱える中、経常黒字を目指していこうということで総務省のほうから3つの視点でもって改革をし、公立病院みずからその辺を考えて取り組みなさいということであったと覚えております。5年前にこの計画をつくったわけですが、両病院が一応黒になるような計画をつくりました。

ただ、その間、大和病院のほうで病床の機能を転換するというふうなこともありまして、病床が全部使えないという事態もありまして、かなり大きな赤字になった、何年間か赤字が続きましたけれども、最終的には、その機能分化のもとに再編計画を着々と進め、平成25年度の黒字目標を達成したということは、ある程度成果があったのではないかとこのように考えております。

今後でございます。今、総務省のほうから、また新たな公立病院のガイドラインをつくろうとしております。こういったのをまた、いずれそういうふうなことが示されると思っておりますけれども、そういった通知に基づいて、また新たな取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

ありがとうございました。

今から大きな課題がありますので、その課題も進めていかなければならないわけですが、これまでの経営のさらなる発展ということで、さらなる御努力をお願いして終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○田中委員

説明をいただいたんですけど、ちょっともう一度お聞きしたいところがあってお聞きします。

参考資料のほうの1ページ、2ページにあるのですが、医業費用のところでは材料費と経費について少し説明があったのですが、もう少し、ちょっと詳しく材料費のほうは減って経費のほうは上がっているという部分で説明をいただければと思います。

○田村光総合病院業務部長

材料費の減少でございますが、入院患者数減少によりまして、どうしても手術件数も減っておりますので、材料費が減少をしております。

経費のほうでございますが、説明でもありましたように、増えておりますのは賃借料が増えております。これは人工呼吸器なのですが、これ病院に5台ございますけど、患者さんの状況によりまして、多いときは倍の10台に増やさなくてはいけない場合がございます。その場合、賃借で業者から借りて対応をしておりますので、そういう関係で賃借料がふえております。それと手術機器なのですが、手術の内容によりましては、病院でそろえてない機械もございますので、その都度業者から借りております。



賃借料は、そういう関係で増えております。

委託料でございますけど、説明の中でもありましたが、医事業務の委託を内科の外来の受付でございますけど、こちらのほう委託を4月から開始をしております。それと電子カルテの保守を始めましたが、これは24時間体制で保守をしていただくようになりました。電話回線を利用した保守でございますが、その関係で保守料が上がっております。

経費については、その2点が大きな増加と思っております。

#### ○小田大和総合病院業務課長

大和総合病院の状況ですけれども、材料費につきましては、薬品費のほう、院外処方が始まったということで大幅に減少をしております。ほかの診療材料費、消耗備品につきましては、患者増のため少し増加をしております。

経費の増加についてですが、職員被服費、こちら昨年看護師の白衣を更新しておりますので、これが増加しております。

それから、修繕費、こちら24年度よりも約660万円増加しておりますが、管理ボイラーの改修、あともろもろエアコン、あとエスカレーター、自家発電の電池の取りかえ等を行いまして経費のほうが増加しております。

以上でございます。

#### ○田中委員

了解しました。詳細な説明をありがとうございます。

続いて、もう一点お聞きしたいのですが、決算審査意見書のほうの58ページに職員1人当たりの医業収益ということで上がっております。それで、この全国平均と比べると3分の2ほどの金額になっているのですが、この分析をお聞かせいただければと思います。

#### ○田村病院局管理部長

58ページの3番、職員1人当たりの医業収益、ここでございますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ここの24年度の全国平均、これを監査委員さんがどこの数値を取られているか、たしか基本的には200から299床の類似病院をとっておるのではないかと思うのですが、これにつきましては、特に大和総合病院におきましては療養病床が主体の病院になっております。全国平均というのが、ちょっと私も定かなものを持っておりませんが、一般急性期病院とは若干ちょっと違ってきます。

ここの数字につきましては、光・大和合わせたもので監査委員さんのほうは決算審査をやられていますので、そういったことで3分の2程度に金額が落ちているのではないかと思うのですが、ちょっと申しわけございません、具体的な数字を持っておりませんので、済いません。

○田中委員

濟いません、これ見て、続いて光市の病院事業決算、参考資料のほうで、先ほどちょっと畠堀委員のほうからもありました28ページの事業改革プラン進捗状況のほう見ますと、これ光のほうにはなるのですが、患者1人、1日当たりの入院収益と外来収益というものが出ているのですが、これが目標達成もして金額がかなり上がっていて収益が高いということは患者さんの支払いも多いのかなという気もするのですが、そのあたりと、先ほどもお話しした職員1人当たりの医業収益が全国平均というものが何から取っているのかわからないというお話だったのがその中で、低い中で自治体病院としてなかなか黒字になるのが難しい中で、今黒字出されているのですが、それと、ちょっとどう言えばいいんですか、分析ですね、患者1人当たりの収益が高くて、職員1人当たりの医業収益が低い中で黒字病院になっているという理由とか、なぜ黒字になっているかというところの分析をお聞かせいただければと思うのですが。

○田村光総合病院事務部長

分析なので、事務長としての分析でお答えしますが、全国平均よりも1人当たりの医業収益が低いというのは、職員が多いという判断になるのですが、光・大和の職員の数を見ますと医師数は少ない。他の部門としては、基本的には充足をさせていると。医師数が減少している部分、医業収益が上がってないということだろうと思っています。

もうひとつの改革プランのほうの1人当たりの収益については、昨年度より上がっていますのは医療内容が若干濃くなっているということですね。例えば1人が10日間入院するので10万円いったにしても9日でも10万円使っている。だから、医療密度が濃くなっているので、1日当たりの金額が上がっているという判断になっています。

ということで、よろしいでしょうか。

○大樂委員

それでは、両病院、光総合と大和なのですが、人間ドックがあると思うのですが、これは科目的には内科に入るのですか。その内訳が、もしわかればお願いします。

○田村光総合病院業務課長

健診でございますけど、光総合病院のほうは健診科というのがございません。科で言いますと、事務の担当をそれぞれ分けている形だろうかと思います。受付は医事課のほうで行っております。診察、検査とかは内科、放射線科、検査科のほうで行っております。

○大樂委員

聞きたかったのは収支ですね。どのくらい入った、何人受けたとか、そういうのがわかりますか、データの的なものが。わからなかったら、いいですよ。

○田村光総合病院業務課長

25年度の日帰り人間ドックの検査でございますが、30件です。1泊2日の人間ドックでございますが、15件です。あと一般健康診断、特定健診などがございますが、これは合わせまして717件、それとあとがん検診でございますけど合計で670件でございます。

○大樂委員

大和のほうもわかりましたらお願いします。

○小田大和総合病院業務課長

大和のほうは健診科というのがございますので、そちらのほうで全て健診の患者数、収益のほう上げております。で、どこに入っているかと言われると、医療相談収益のところにも上がっております。

患者数ですけれども、平成25年度の日帰り人間ドックが1,924人、1泊2日のドックが58人、それから、光市のがん検診とかが行っておりますけれども、ちょっとその数字については、今、手元にはございません。すみません。

人間ドック以外で簡単な健診のほうも行っております。会社が行う定期健診ですけれども、この人数が1,347件、それからがん検診ですね、こちらが1,421件、その他特定健診というのもございますけども、これが249件、以上でございます。

○大樂委員

大和総合病院の受診率の多さには驚いたのですが、今後、余り大きな利幅はないと思うんですが、市民の健康ということで、ぜひ力を入れてほしいと思います。

以上です。

○大田委員

濟いませぬ、単純な質問なのですが、参考資料の16ページ、光総合病院で婦人科の欄があるのですよ。入院患者数はいないのに、これは7万3,000円ですか、去年が6万8,000円上がっているのですよ。ちょっと理由を教えてください。

○田部光総合病院医事課長

入院中の患者さんが婦人科の受診をされたという数字がこのように上がっております。

○大田委員

了解しました。

それと、その28ページの一般病床利用率で目標値を72.5以上と挙げておられるのですよね。それで、22年、23年、24年、全然それ、まるで達してないのですが、25年度

は60.8%の利用率なのですよね。ただ下がりましたちゅうだけで理由を検証された発言がなかったのですが、そここのところお願いします。

○守田病院事業管理者

この今さっき説明がございましたけど、この紹介率というのは、専門家が専門家に紹介するわけですから、医者は光総合病院の信頼を得て受けとるのだらうと思うのです。

しかし、入院患者がだんだん減ってくるというのは、やはり現在では病気が治るのは当然でございまして、いい療養環境のもとで治すというのが、これは当然のことになっておりますから、それでこの、僕は前の委員会の際に言いましたけど、ナチュラルにこのまま死んでいくのを待つかどうかというのはこういうことを言うわけでございます。だんだん少なくなっておりますから、今年はもっと少なくなるのではないかと思うんですよ。だから、もうもたんから、一刻も早くつくってほしいというのが私の願いでございます。

以上でございます。

私はそういうふうに、この徐々に少なくなっているのは分析しております。

○大田委員

光総合病院の際の理由は、医者が1人少なくなったから入院患者が減ったと、そういうふうな理由を挙げておられたのですよね。それと今の答弁、ちょっと違うように思うのですが。

○守田病院事業管理者

いろんな理由がありますが、私が主な原因というのはそういうふうに考えております。それは、その人の考えですから、僕とその事務長の考えが間違っても問題はないと思うのですよ。基本的には、なぜ下がったかというのは、いろんな問題があるけど、医者が少なくなったから患者が下がったというのは事務の人が考えて当然のことだと思いますけど、私自身の、今初めて言うのでございますけど、医者が少なくなると医者が疲弊すると言いますよね、普通。なぜ疲弊するかちゅうたら、来る患者の数が同じだからなのですよ。医者が1人少なくて、1人分ほど少なくなったら、医者何ぼ少なくなっても疲弊はしないですよ。だから、医者が減っているのは全くメインの原因じゃないと思うのですよ。やはり療養環境というのが大きな影響を及ぼしているのではないかというふうに、僕はですよ。医者の立場からすれば、そういうふうに考えておる。

以上でございます。

○大田委員

終わります。

○西村委員

質問する気なかったのですが、説明に対してちょっと違和感を感じたので疑義を正したと思います。

ちょっとその前に、まず4ページ、この参考資料ですね、大和の4ページ、ちょっと前段に説明をいただきたいのですが、大和総合病院のここには比較貸借対照表が載っていますよね。単年度は確かに6,300ほど黒字なのではと思いますが、これ繰欠が減った形で28億円ございますよね。この繰欠というのは、企業会計の場合には、何年かたつと、この繰越欠損が消えるというような要素はないのですか。一般の会社ですと、大体5年で繰欠というのはなくなるというのが一般的な考え方なのですが、これはいかがですか。ずっと残るのでしょよね。今、わかるところでいいですよ。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

病院の場合は、これは消えることはないと思います。

○西村委員

そうすると、そこの上に固定負債で引当金、退職金引当金が去年もことしもゼロと。それは、こういう繰り越しの欠損があるから引き当てはしないというか、できないという考え方の理解でよろしいですか。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

はい、それで結構です。

○西村委員

そうすると、大和の場合には、ことしは現金が1億8,600万円、これふえていますよね。にもかかわらず、これは現場資金でも使うでしょうから、現金としてととめ置いて、引当金は欠損があるからしないという考え方。これはよくよく考えてみると、本当にこれは単年度は黒字じゃけども、経営的にはね、計画的に黒字になっていくのだと私も理解していますが、それは、先ほども守田先生がおっしゃいましたけども、患者がだんだん減る中、光総合にしても大和総合にしてもうかうかできないよと、お医者さんも減っているということになると、本当にこれで黒字であるから素直に喜んでいいというふうには私は感じてないんですけども、そういう感じ方で間違いないですか、——間違いないですか。

○田村病院局管理部長

大和病院の場合は、実際稼働し出して平成24年度から機能分化して……（「いや、そういう考え方で間違いないかって聞きよるのです。大筋はね」と呼ぶ者あり）

○西村委員

今、答えなかったんですけど、大筋は間違いないと僕も思っているのです。細かいこ

とを言えばいろいろそれはあるので。

ただ、先ほど西村課長さんが、病院事業改革プランの進捗状況を説明してくれました。で、説明を聞くと、ほぼ目標は達成していると、光総合も大和総合も達成していると。だから、繰欠はあるものの単年度の収支は黒字になって、入院患者数、外来患者数、減ってきてはいますけども、収支の面では黒字が出ているというふうに理解できるのです。

そこで、これは、ただし、数字的には一般会計から7億円という繰入金を入れてもらった結果だというふうに数字的に出ていますけども、最初の守田院長の説明の中に、必ずしも黒字であるとはね、単年度が黒字であるというのがいいとは思わないという、ちょっと御説明があったやに思います。私の耳が悪かったのかもしれませんが。その辺の真意をちょっと聞きたいのです。

私は病院改革プランを、これだけの数字を職員の皆さんが頑張って達成してこられて、収益が下がる中ですよ、達成しておられている。これは非常に喜ばしい実績だと。黒字は何年ですか、4年続いているのでしょ。すばらしい実績であると思う中で、なぜ、その単年度が必ずしも黒字である必要はないという言葉が出てくるのかがわからないので、そこの本当の真意をちょっと御説明していただきたい。

#### ○田村病院局管理部長

基本的な考え方は、公立病院ですので民間病院とは違います。公的な機関ということで、民間部門がやらないというか、やらないと言ったら語弊ありますけれども、採算云々という問題がありますので、手を出しにくいようなところを公立病院はやっていくと。そういった中で、赤字ということもあり得ますけれども、ただ大幅な黒字、要するに、こういう表現は非常に不適切かもしれませんが、もうけ主義に走ると、そういう必要性は、やはり公立病院としての役割ではないと思っておりますので。

ただ、とは言いながら、今、委員さんも言われたように7億円の資金が市のほうから繰り入れがあると。これは、基本的には地方公営企業法、あるいは総務省の通知に基づいて病院としては適切な繰り入れをお願いして、市のほうから繰り入れをいただいております。これは、公的病院としての一つのルールといえますか、そういう中でやっておりますものと思っております。そうした中で、今言ったように、大幅な黒字は、やはりどうなのかなとは、一方ではあります。

かといって、じゃ赤字を出すということも、やはり病院としては市民の税金も入っておりますので、やはりその辺は自助努力をしていかなきゃいけないというふうに思っております。基本的な考え方は、やはり何もかも黒字、黒字と、あるいは赤字というか、そこではないと、公的病院の役割は。というふうには、私としては思っております。

#### ○西村委員

真意わかった上で、改めてこの新築病院を建てるので、そこの部分を明確にしたかったんです。というのは、副市長が財政部長されたときではなかったかもしれません

が、実は一般会計の繰り出しを大和町のときもそうでしたでしょうが、光市も一般会計の財布が厳しかったので、繰り出しをしなかったというか繰り出しを削ったということもありますよね。そうすると、そういう大変な時代を経て、今のこの成果があるわけですから、大幅な商売優先の医業をするために、この黒字になったことを別に喜べというわけじゃないのですけども、でも政府のほうから、赤字になったらもう終わりですよって言われているのですから、現金がなくなってお医者がいなくなったら終わりなのですよって、もう厳しく言われているこの中で、やっぱり新築病院を建てるに当たって、やっぱり覚悟決めてやってほしいのです。

先ほども新築病院のときに申し上げましたけども、要るのならお金はどんどん使って禍根を残さないように立派なものをつくってほしいと私たちも思っておりますけども、その辺でちょっとびっくりしたので、真意を確認した次第です。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## ②認定第3号 平成25年度光市介護老人保健施設事業決算について

説 明：高山介護老人保健施設事務長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

ちょっと参考資料のほうで行きますが、まず参考資料1ページに今回の収益の概況がありました。そこで中段の事業利益のところ、今回マイナスの651万円になったということだと思います。（発言する者あり）違うのかな、うん。経常利益も。これ去年まで事業利益は、去年900万円ですけど、今回651万円の赤字になっておると言いつたのです。今、決算の個別の説明だったのですけど、この何で結局赤字になったのか、どういうところに赤字の要因があるのかというのをちょっとそこに特化してもう一回、こういう理由だから赤字になったと、ちょっと、もうちょっとわかりやすく説明いただけますか。

○高山介護老人保健施設事務長

まず、収益の減でございますけども、入所につきましては大体ほぼ同人数でございます。通所の利用者が2.何人か減っております。大体、通所は1人年間で210万円前後の収益がございます。それが2.6人だったかな、減りますと、やっぱり四、五百万円の減となっております。それが減りましたのが大きな原因でございます。

それと、今度は費用の増でございますが、給料につきまして、育児休業者、24年度、理学療法士の育児休業者が1年間丸々育児休業とっておりました。それにかわる人材派遣というのは行っておりません。それが、まず1人前増えました。それから、介護職員も育児休暇をとっておりましたけども、それは介護の人材派遣のほうから派遣してもらいまいたので、その辺はプラスマイナスかなと思ったのですが、まず理学療法士の育児休業の増額が1人分、プラス昇給といろいろございましたので給与費の増が1,200万円でございます。

それと、23年度まで市のほうから企業債利息分を繰り入れていただいておりますけども、24年度、25年度もゼロということですから企業債として利息を支払っておりますので、その部分も大きな赤字になった原因ではないかというふうに私は考えております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

ちょっと今度、参考資料9ページに行きますが、ここにちょっと経営指標があります。1日平均入所者と通所の利用状況ありまして、たしかに今の説明のとおり、入所は変わらず、通所が落ちていると思うのですが、ちょっと確認ですけど、入所の定数と通所の定数を教えてください。

#### ○高山介護老人保健施設事務長

入所は70人でございます。通所は30人でございます。

以上でございます。

#### ○笹井委員

わかりました。入所は70で68.9ですから、これはもうほぼ満床と、いい状態かなと思います。通所に対して実績は25年度17.2なのですが、通所に対してのスタッフは今現在何人なのか。それは、そのスタッフの人数というのは30の定数をベースに考えておられるのか、それとも17なり18なりの実数に対しての必要人数で、今配置されているのか、お答えください。

#### ○高山介護老人保健施設事務長

通所のスタッフは、介護職員に対しては30人で配置基準では3名でございます。現在4名配置しております。実際、配置基準どおり3名ですと、職員の休みとか利用者のお風呂介助、見守り等で非常に危険な場合がございますので、今4名で対応しております。それもどうかぎりぎりで行っている状態でございます。

以上でございます。

#### ○笹井委員

その辺もちょっとよくわからない。確かに基準であれば30人に対して3人でなんで



しょうけれども、実際は今17.2なわけですね。それで、実際の配置は、今、定数の30人に対しているところ、3人プラス1の4人でやると。でも、実際に17.2しか来ないということであれば、それが基準というのが実態に合わせて変動していくべきじゃないかと思うのですが、何で基準、この実数が17.2なのに基準以上の人間を配置されているのか、もうちょっとわかりやすく教えてください。

○高山介護老人保健施設事務長

お答えになるかどうか、ちょっとわかりませんが、実際、基準としては10人ふえるごとに1人という基準がございます。で、20人超えたら3名必要なのです、これは。平均じゃなくて実稼働数でありますので、そのときに、やっぱ3名必要であると。21人であれば3名必要ということで、21人、現在、昨年度はなかったのですが、現在のことを言うと昨年度とは違いますけども、現在は20人を超える場合がありますので、今は3名プラス休みをとったとか何かのときで4名配置をしております。

それと、入浴の場合は、入所と通所の人の入浴時間が重なってはいけないという指導がございまして、入所が終わって通所の人が入浴すると。通所の人の入浴は通所の職員が、お世話をするというようになっております。

それと、入浴されない方は下にいらっしゃる、そういう方が若干いらっしゃいますので、その方の見守りも当然1人つけておかないといけないと危険である。通所の入浴も、残りの職員でやらないと、非常に危険なところがある。利用者の安全性を考えて、職員の負担も考えて、今4人体制でやっているというのが現状でございます。

以上でございます。

○笹井委員

現場の必要性は、ちょっと今の説明は、とりあえずは理解いたしました。

9ページの一番下にあります職員給与費対医業収益比率で64.4です。この数字というのは、ほかの老健とか全国平均的なものの数字があるのかどうか教えてください。それに対して高いのか、低いのかもわかれば、ちょっと教えてください。

○高山介護老人保健施設事務長

平成24年度の全国平均でございますが、その数字が55.9という数字になっております。実際、60を超えると非常に経営的には厳しいところがあるように私は思っています。

○笹井委員

まほろばさんの入所者については、もうほぼ満床ということで、これは当然いい経営だと思えます。通所に関しては17.2ということで余地があるかと思えますが、ただ、そうはいつでも定数30に対して17、去年は19ということで、それなりにやっておられると思えます。で、入所、通所はそれなりにきちんとお客さんが来てやっておるのに、赤黒とんとん、今年度に関しては赤字の決算報告になっておるといのは、私は、そ

うじゃない、内部運営的にもうちょっと慢性的な高コスト体質があるのではないかなというふうに考えております。

今お話にあったとおり、給与比率が、やっぱり事業費に対して60を超すと、今、今度64.4ということになると、やっぱりここが高いのかなと思うのですが、ちょっと、ただ、これ以上ちょっと分析はこの資料でもできませんし、私はちょっと専門的知識もありませんので、実際現場でどれだけ必要なことが標準なのかというのは、ちょっと指摘をするほどの知識もありません。

ただ、やっぱりほぼ、お客さんとして健全経営なのに収益的に赤になるというのは、やっぱこれは中をもう一回分析して、ちょっと他の事例とか全国的な取り組みなんかを比較した上で、まほろばはどうなのかと、その辺の資料をちょっと一回つくって出していただかないと、私としてなかなかこれは、このままほっといていいという問題ではないというふうに考えます。

ちょっと、きょうは決算ですから、余りこれ以上突っ込んだことは言いませんが、一応そういう標準的な老人保健施設の経営に対してまほろばがどうなのかと、あるいはそういう専門的なコンサルの医療関係であるコンサルもあると思うので、一回中の運用をちょっとコンサル、外部に分析してもらおうと、そういうふうなことが私は必要だと思っていますが、そういうふうなことを外部に分析できるような、そういうコンサルとか、そういうのがあるかないか把握されているか、ちょっとそれは、もしわかれば教えてください。

○高山介護老人保健施設事務長

濟いません、把握しておりません。

○笹井委員

あと老健の全国標準的な経営とか収支比率とか、そういう全国的な数字とか、あるいは標準的なモデルというのは、それは、やっぱどっか発表されとるものがありますか。

○高山介護老人保健施設事務長

老健協会の発行しております老健という冊子に載っている場合もありますし、インターネットで調べますと、もうそういう数字が出ておりますので、それが参考になると思います。

以上です。

○笹井委員

わかりました。

私もちょっとその辺勉強して、ちょっと機会があれば、またそれをもとにどうなのかというのを、今後またちょっと追及させていただきたいと思いますが、そちらのほうでも、とにかく今回赤字決算ということですから、当然これは黒字に向けて頑張る

べきものだと思います。その辺の今後の取り組みか何かでお考えがあれば、ちょっと最後にお聞かせください。

○高山介護老人保健施設事務長

厳しい御指摘ありがとうございます。

経費につきましては節約ということをしております。人件費につきましては、今以上に減らすというのは、現状では厳しいとがあります。余り減らすと、事故が起こるといことで、結局は通所利用者の増といことで、通所の利用をされる方は介護支援事業所のケアマネさんが、ある程度お世話をされているといことで、昨年度ぐらいから近隣のケアマネさんのところには御挨拶を忘れないように時々は行っておるのですが、今のところそれぐらいをしております。

以上でございます。

○笹井委員

老健は、これは光市においては光市立ですけれども、要するに民間の老健も県内に23所あると思います。そういうところは、当然経営的には、ほぼ満床、通所も満員を目指してやって、その報酬の中で建てた建設費分も回収もしておるといことです。これは公営ですから、光市の場合は建設費とかその分については、もう市の繰入金でやっています。利子に関して、ちょっと過去とは、ちょっと今、何年か前から取り扱い変わってきた部分もありますが、やっぱり私は普通に経営しておれば、きちんとそれらも含めて償還できるぐらいの制度を考えて、国は老人保健制度をつくったのだといふうに考えております。お客が少なければ別ですけど、普通に経営しておれば、それらのもんが十分賄えてスタッフも十分なものだけの診療報酬は、私は、国はそういう点数を決めておるとい思いますので、あとは使う側の中で、どこにどれだけとい部分がある、やっぱりちょっと光市においては、そこがまだ弱いから、今回赤になったのではないかなとい認識を持っています。

きょうは、ちょっとこれ以上データもありませんが、その辺は私も全国データとか比較して、また追及していきたいと思ひますし、それにたえるだけの御検討のほう、ひとつよろしくお願ひいたします。

○田中委員

済いません、一点だけお聞きしたいと思ひます。

参考資料の4ページの材料費の薬品費のところ、先ほど御説明の中で内服薬が多い患者が多いといことを言われてらっしゃいましたが、この内服薬が多い患者さんといのはどういった症状の方が多いのか、お尋ねしたいと思ひます。

○高山介護老人保健施設事務長

まず、認知症の薬が高いといことです。それがまたジェネリックがないといことなので、時々相談はするのですが、まほろばに来られた場合は、医療機関の主治医

からの処方 comes ますので、施設長が、ある程度ジェネリックに変えられる分は変えていますけども、変えられないものは、もうなかなか変えにくいというふうに、一応時々話はするのですが、そういうふうなのがありますので、認知症の薬と、最近、骨粗しょう症の薬で高いのも結構あるみたいなので、私もそれ以上詳しくはわからないんですが、認知症の薬が高いのがあるのは事実でございます。それでコントロールしていくということなので、なかなか削るわけにはいかないというふうに施設長も話しております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。

認知症に関しては、これからもふえていくという社会的な予測も出ているので、これからもここは膨らんでくるのかなというので思うところなのですが、これ実際、これが収益のほうにつながっているという部分で、これちょっと3ページのほうに明細が出ているのですが、これ、どこにつながっているのか、お聞かせいただければと思います。

○高山介護老人保健施設事務長

うちが購入しました薬品に関しては、全部施設持ちとなっております。老人保健施設は薬品費に関しましては全部施設が持ちまして、利用者の方に負担というのはありません。

以上でございます。

○田中委員

そしたらもう、今から認知症がふえていく中で、こういった内服薬を多く使う患者さんがふえれば経営を圧迫していく可能性というか、そういう流れになってしまうという理解でよろしいのですか。

○高山介護老人保健施設事務長

すぐにはないと思いますが、やっぱり可能性はゼロではないと。若干、やっぱり少しずつではありますが増えていますので、25年度は24年度に比べてかなり増えましたが、やっぱり増えていく傾向ではございます。かといって、薬が多い方を入所拒否するわけにはいかないんで、その辺も難しいところでございます。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。よくわかりました。

やっぱり認知症にならないための予防が必要なのだなということが、よくわかりました。濟いませぬ、ありがとうございます。

## ○大樂委員

先ほど、先行委員も質問されておりましたら、この赤字の原因としても、通所の方の30人の余裕があるのに対して十七、八人と。先ほど事務長がおっしゃったように、1人当たり年間二百数十万円とおっしゃった中で、あと十数人入れるとちょうど赤字の額が埋まりますよね、なんせね、ちょうど10人ですから。

そういった感じで、やはり、なぜよその施設とまほろばが、ちょっとお客さんが少ないか、よく分析されまして、送迎の方法とか、送り迎えです。やはり、よその施設はかなりそういうところに力を入れてやっておられるように見えます。だから、今はどうか知りませんが、まほろばさんの場合は、「うちへ連れてきたら、おいで」という感じじゃったかのように聞いております。今は随分変わっていると思いますけどね。今、改善されていると思います。そういった民間での意識づけが、まだ若干敷居が高いのかなと。そういった、やっぱり経営努力です。今後ぜひやってほしいのですよ。で、12人の収容しろがありますから、これは十分経営には成り立つ数字であろうと思います。その介護者もちょうど、そのように人数がいらっしゃいますからね。大変難しいと思うのですが、そのあたりをぜひ努力目標にされて、なるべく近い数字を持って行ってほしいと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

### (3) その他（所管事務調査）

## ○笹井委員

それでは、お尋ねします。

看護師や介護士の研修体制についてお聞きします。

市立病院の看護師あるいは介護ですか、の方というのは、研修は年間で何回ぐらい受けれるものなんでしょうか。そして、その研修内容というのは、どういったものが選択できるのでしょうか。さらに、光総合病院と大和総合病院、2つ病院がありますけれども、これで研修の内容や回数というのに差はありますか。

## ○田村光総合病院業務課長

それでは、平成25年度の光総合病院の看護師の研修の参加状況について御説明いたします。

まず、院外研修でございますが、これは主に防府の看護協会のほうで開催されるものがほとんどでございますけど、38回の研修に135名が参加しておりますので、平均で1人1回程度の参加となっております。

また、病院内で行う研修ですが、40の内容に分かれております。看護教育を主体とし、経験年数により到達目標などを設定したものとなっておりますが、回数のほうは、多い職員で10回以上参加する場合があります。

そのほかに、全職員を対象とする接遇や医療安全、感染対策についての院内研修も19回ございまして958名が参加しておりますが、その中に看護師も多数参加しております。

あと介護補助員につきましては、医療安全・感染対策の院内研修で対象者を設定しまして研修を行うようにしておりますが、1人年2回程度参加している状況です。

以上です。

#### ○小田大和総合病院業務課長

大和総合病院のほうでは、院内研修としましては、看護部で年間教育計画を立てて内容及び日程を決定をしております。

内容につきましては、看護職員としての役割や責任、また知識、技術、態度等を身につけることを目的として、経験年数によってグループ分けして研修を行っております。

看護師は年間19回、1人約四、五回出席をしております。介護福祉士につきましては年回4回、1人約4回出席です。看護助手につきましては、年間21回、1人約12回出席をしております。

そのほか病院全体で行っております研修、医療安全や院内研修、接遇、防災等の研修にも参加をしております。この研修については自由参加にしております。院外の研修につきましては、看護部より年間計画により出席させるものもございまして、職員の要望によりまして年1回は出席するように指導しております。年間66回、延べ173名が出席しております。1人が4回、5回出席する者もおりますし、最低1回は出席するような形にしております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

わかりました。

両病院ともやっておられるなと思いますけど、これはやっぱり、今、院外研修とか院内研修、あるいは看護部が中心となって企画するということですが、同じものじゃなくて、やっぱりそれぞれの病院に合った研修をそれぞれの病院で立ててやっていると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

#### ○田村光総合病院業務課長

院内研修につきましては、それぞれの病院で計画を立てて目標設定をしてプログラムを組んでいると思います。

院外研修につきましては、看護協会で行うものにつきまして光総合病院も大和総合病院も同じ研修に参加しているものもあろうかと考えております。

○笹井委員

わかりました。終わります。

○田中委員

一点だけ、お聞きしたいと思います。

ホームページについてなんですが、光総合病院のほうのホームページが春にリニューアルされて、非常に見やすくなって明るい雰囲気にはなっておるんですが、このホームページのほう見まして、光市の2つの公立病院としてのリンクが張られてないという部分と大和の方との統一感というものが、ちょっと今ない状態なのですが、そのあたりについて、やっぱり2つの公立病院があるということで取り組んでいただけたらと思うのですが、そのあたりについてお聞かせください。

○田村光総合病院業務課長

光の総合病院のホームページにつきましては、平成24年度に、院内の広報委員会というのがございますが、そちらのほうでホームページを変えていこうという話し合いの中で25年度に予算をとりまして、その委員会の中でこういうホームページにしようということで作成していきました。多くの病院のホームページを参考にしていると思いますけど、大和との関連性につきましては、ちょっとどう言ったらいいのでしょうか、内容として違う部分もあろうかと思えます。

リンクにつきましては、やはり今後検討していく必要があるかと思っております。

○田村光総合病院事務部長

今、リンクの件でちょっとありましたけども、光総合病院のほうから光市病院局へのリンクがありまして、光市病院局の中で光総合病院と大和総合病院とまほろばというふうな形づくりをされています。

○松崎大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

大和総合病院のホームページについて御説明をさせていただきます。

大和のホームページにつきましては、昨年7月に新しくリニューアルをしたものでございます。これは職員手づくりのホームページということで、独自で開発をしたものでございます。

リンクにつきましては、私どものホームページは光総合病院、病院局、まほろば、それから関係機関等へは全てリンクを張っております。

以上です。

○田中委員

はい、わかりました。

そしたら、もう一つ、新しいホームページ、リニューアルして、見舞いメールのサ

ービスが始まりましたが、これについて、どのようなサービス、利用状況はいかがかというところをお聞かせください。

○田村光総合病院業務課長

利用状況でございますけど、最近確認しておりませんが2件は来ております。

○田中委員

はい、わかりました。

意外に少なく、ちょっとびっくりしたというか、これは、あれですか、大和のほうも入院患者さんが多い状況というのもあるのですが、大和のほうでも利用は可能なのでしょうか。

○田村光総合病院業務課長

一応、光総合病院のホームページのほうのリンクといたしますか、メニューになっておりますので、大和病院の入院中の方は対象になっておりません。印刷して入院患者さんにお届けする必要がございます。

○田中委員

わかりました。

斬新なシステムで、なかなか何かなじみなくて、使うほうもわからないところではないかと思うので、こういったところもPRしながら、また大和のほうも、やっぱり一体感持って同じサービスを提供するっていうことで取り組んでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○大田委員

新しい病院建てるので、もう順番の待ち時間表示板とか、一応今度の新しい病院建てるのにも出ておるのですが、光の総合病院は予約の客に対して、どういうふうな対応をとっておられるのでしょうか。

予約されて、その予約の時間に行って待つちゅう客がおられるわけですよ、光の病院に対して。ほんたら大和のなんかは診療所においては、何番の札を持っているか、今何番じゃから何番ぐらい待たばいいなとかいうのがわかるんですが、光の場合はそれが全然ないのですよ。だから、患者さんをお呼ばれるまで、じーっと待っているような感じになるのですよ。そういうところが新しい病院では順番の待ち時間表示板をつくるとかいうふうに、こう基本計画の中では出ているのですが、今そねえなんは今の光総合病院でもすぐできるのではないかと思うのですが、待ち時間の解消なんかはどういうふうにされておるのかなと思って。

○田村光総合病院事務部長



待ち時間については、光総合病院の中でのサービス委員会等いろいろありまして、ずっと問題点として引きずっています。

予約患者さんのわからないという部分とかありますけども、外来ごとに、どういう感じが一番いいかというのは試行錯誤しながら、科別によって違いますけども、やっている状況です。それが必ずしも完璧かと言われたらそうでもないですけども、徐々にそういうふうに修正しながら患者さんの納得できるような順番といいますか、わかりやすい形をつくっていければというふうには考えています。

○大田委員

だから、その考えておられるのはわかるのですよ。具体的にどういう対策を今現在とっておられるのでしょうかとお聞きしよるのです。

○田村光総合病院事務部長

きょう、外来を見たときには、内科の1診のところでは、何時から何時までが、例えば患者さんが5名あって5枚の札が張ってあって、その辺を変えていくとか、整形のあたりは、今何番から何番、何時から何時までの患者さんの診察をしていますとか、いろいろやっています。現場で統一はしていません。それぞれの現場、いろいろ違うので、それぞれでちょっと検討させていただいています。

○大田委員

それで待ち時間の解消とか、ですから患者さんがいつ来るのじゃろうかちゆうふうな解消ができていると思っておられますか。

○田村光総合病院事務部長

待ち時間の解消は、いずれの病院も解消が完全にできたというところは病院であれば聞きませんが、待ち時間を感じさせない状況をつくっていかうというふうなことを、今、実際には検討しています。だから、アメニティーをきちんとするとか、待たれている患者さんに対して、現状、今いかがでしょうかとか問い聞きとか、話しかけとか、その辺をやっっていこうというふうにはなっています。

○大田委員

ぜひとも患者さんにストレスのたまらないような、待ち時間を感じさせないような対応をとってもらいたいと思います。

終わります。

### 3 福祉保健部関係分

#### (1) 付託事件審査

①議案第53号 光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

②議案第54号 光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

説 明：小野子ども家庭課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○土橋委員

まず最初に、子ども子育て支援新制度関連の条例ですけれども、全国の自治体の中では、6月議会に上程された議会もありますけれども、光は9月議会に出されましたが、何か理由があるのか、お聞きをいたしたいと思います。

##### ○小野子ども家庭課長

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

国基準であります厚生労働省令と内閣府令が公布されたのが平成26年4月30日でありましたため、内容を確認して条例の形にするにはちょっと時間がなくて、6月議会には間に合わなかったものでございます。

##### ○土橋委員

国基準は、先ほどの説明にもありましたけれども、従うべき基準と参酌基準の2種類がありますけれども、もう一度、どの基準で行われたのか、お聞きをしたい。

##### ○小野子ども家庭課長

従うべき基準か、参酌すべき基準かは各項目ごとに決められておまして、従うべき基準の項目は、基準と異なる内容を定めることは認められず、その基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めるということは許容されております。また、参酌すべき基準というものは、基準を十分参照した上であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容されているというものでございます。

##### ○土橋委員

府省令で示された条例案ですが、どのぐらいの時間をかけられて、今回の提出になったのか、お聞きをいたします。

##### ○小野子ども家庭課長

国の府省令の公布後、条例の形になりましたのは7月下旬でございます。それから文言等の精査をしまして、最終案ができたのが8月中旬ということになりますので、

期間にいたしますと、3カ月から4カ月程度がかかっていると思います。

○土橋委員

保育の必要性と必要量について、どのような見解を持っておられるのか、今回の条例提出とどうマッチしているのかをお聞きをいたします。

○小野子ども家庭課長

まず、保育の必要性でございますが、これは、保護者の就労や妊娠、出産、疾病や障害、また同居親族の介護など、保育が必要な事例であるというふうに考えております。また、保育の必要量でございますが、これはそれぞれの家庭の実態に応じて、必要な保育時間であると認識しております。

新制度におきましては、さらにこの事由に加えて、ひとり親家庭でありますとか、子どもが障害を有する場合がありますとかの優先利用の事由を考慮しながら、保育の必要性を認定していくこととなります。

それから、今回上程した2つの条例案につきましては、保育の必要性のある子どもが必要とする量の保育を受けるために利用する施設や事業者が守るべきルールや、一定レベルの基準を求めるものでございまして、このことは、教育や保育の質や量を確保するとともに、その水準をさらに向上させるものであるというふうに考えております。

○土橋委員

条例審議を行うときに、必ずと言っていいほど、今回の条例だけじゃありませんけれども、法第何条に規定する何々をいうというような、そういう書き方がいつもされるわけでありましてけれども、それならまだしも、法律の中にさらに法律があるような場合があります。担当課だけで間違いがないのか、それをどのように確認をされているのか、お聞きします。

○小野子ども家庭課長

当然担当課におきましても確認をいたしますし、特に例規の策定におきましては、例規の中身についても総務課の法令担当と協議をするようになっております。

○土橋委員

そうすると、議案の条例を文書法令というようなどころがありますけれども、そこに持って行って調べてもらって、確認をするという認識でよろしいですか。

○小野子ども家庭課長

当然所管におきましても確認いたしますし、さらに例規の中身に通じております総務課の法令担当と協議をすることになっております。

#### ○土橋委員

仙台市議会で、省令と条例の誤りがあったと。厚労省は省令の誤りを訂正する正誤表を出したというふうに聞いておりますけれども、今回出された条例は、訂正されているのかどうか、そして、どこがどのように間違っていたのかの説明をお願いします。

#### ○小野子ども家庭課長

国の府省令の正誤につきましても、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準につきましても、5月と7月の2度にわたって正誤表が出ております。また、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準につきましても、5月に1度正誤表が出ております。

該当箇所でございますが、最初の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準では、10カ所、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は6カ所ございました。このたびの条例案につきましても、いずれも訂正したものを上程しております。

#### ○土橋委員

現在ある光市の保育園等の基準以下になっているものはないかということをお聞きするわけでありまして。ちなみに、保育士等の資格の割合だとか、給食の扱い、1人当たりの面積、こういったもので基準以下になっているというようなものがあるか、ないかお聞きしたい。

#### ○小野子ども家庭課長

この基準そのものは、現行の保育所や家庭的保育事業等の基準を基本に制度設計がなされておりますが、まず、保育士等の資格とその割合でございますが、現行の保育所等の保育を行う者は皆、当然ながら保育士の資格を所持していることが必要となっております。また新たに認可基準を定めようといいたします家庭的保育事業等におきましては、家庭的保育者など、保育資格を持っていなくとも保育に従事是可以ということにはなっておりますが、相当数の研修を課することとするなど、現行の基準以下にならないよう配慮してまいりたいと思っております。また、職員配置におきましては、現行の保育所基準以上というふうになっております。また、給食につきましても、現在でも幼稚園には給食の義務はございませんが、保育所はいずれも自園調理ということになっております。これと同様に、家庭的保育事業者等につきましても、原則は自園調理というふうになっております。

なお、先ほど申しましたが、小規模保育所の場合は、連携施設等設定しますので、そういう連携施設等からの搬入は可能ということにはなっておりますが、これにつきましても、調理設備自体の設置は必要でありますし、また、栄養士による必要な配慮、アレルギーへの配慮など、自園調理の場合と同等の管理体制を義務づけております。

それから、1人当たりの面積につきましても、保育所の基準では、ゼロから1歳児が乳児室 $1.65\text{m}^2$ 、ほふく室 $3.3\text{m}^2$ 、2歳児保育室が $1.98\text{m}^2$ となっておりますが、

家庭的保育事業等におきましても、これは保育所の面積基準を基本としております。ただし、むしろ定員数の少ない小規模保育事業のC型とか、家庭的保育事業では、ゼロから2歳児まで全て1人当たり3.3m<sup>2</sup>ということになっておりまして、保育所基準よりも広くとっているものもございまして、いずれにいたしましても、保育サービスの実施に当たりましては、質、量ともに現行のサービス水準を維持するのは当然のことながら、少しでも向上できるような配慮をしてみたいと思っております。

○土橋委員

小規模保育をやり出した場合、小規模保育を利用した場合、引き続き保育園を利用する権利といいますか、光市の保育園に入所の権利はあるのかどうなのかというのをお聞きしたい。

○小野子ども家庭課長

卒業後の受け皿を確保するという観点からも、先ほど申し上げましたが、小規模保育事業者には連携施設の確保を求めているということでございます。

それと、また卒園児の入所につきましては、優先順位の事由の一つともなっておりますことから、当然、卒園児が入所に当たっては優先されるものというふうに考えております。

○土橋委員

小規模保育のところに入った次の年、光市の保育園の入所にしたいと、そういう場合には、あんたは小規模保育を利用しているのだから、光の保育所入所はできんよというようなことになっているのか、そんなことはないよと、権利はあるよということなのか。

○小野子ども家庭課長

権利という言い方をされますとちょっとあれですが、小規模保育というのは当然、連携施設も既に行き先が決まった状態でございますので、そのままそこに入れると、決まったと言ったらおかしいですけど、連携施設としておりますので。

○土橋委員

小規模保育に入っていたらもう光市の保育園には入る権利はないということですか。

○小野子ども家庭課長

引き続いてということですか。

○土橋委員

小規模保育園を利用したと、仕方がなくて利用したと。だけども1年たって、申し

込みを開始になるじゃないですか。そのときには、小規模保育から、もう光の保育園に入所をする権利はあるのですか。申し込むことはできますか。

○小野子ども家庭課長

当然申し込むことはできます。

○近藤福祉保健部長

権利はあります。小規模卒園後、新たな連携した施設に入るという、優先的にとらえられるということです。

○土橋委員

利用調整ですけれども、保護者の希望と優先度を考慮して市が行うということになっていますけれども、保育所以外の直接契約の施設については、市は施設への利用要請と利用者へのあっせん程度しかできないとなると、果たして十分な利用調整ができるのかというような声もあります。政府は、利用調整については、市に丸投げをしておりますけれども、政府が市は利用調整をずるとしている以上、子供にとって必要な保育時間が認定されるのか、障害がある子供などが保育の利用ができるのか、利用者の希望に沿った調整がされるのか、希望がかなわなかった場合に、市はどうされるのか、お聞きをしたい。また、実費徴収や上乗せ徴収が認められている保育料徴収などについて説明をしていただきたい。保育料以外の負担の内容、徴収について説明をお願いしたい。

○小野子ども家庭課長

まず、利用調整のほうでございますが、新制度におきましては、当分の間、保育認定に係る子供につきましては、市が利用調整をすることというふうになりますが、優先度や認定した子供に必要な保育時間等も考慮して、その辺は行ってまいります。また、現行と同様に障害がある子供の保育利用は可能でございます。

それから、光市におきましては、現状ではほぼ保育事業を賄うことができっておりますことから、保護者の希望を考慮して調整いたしましても、ほぼ希望に沿ったところに入れるというふうに考えております。しかしながら、定員等の関係で、若干希望がかなわなかったということがございます場合には、第2希望などへの調整をさせていただく場合もございます。

それから、次に実費徴収及び上乗せ徴収でございますが、実費徴収につきましては、日用品とか文房具、また園外活動の参加費とか、保護者会費等が実費となりますが、こういうものはこれまでも徴収されていたものでございます。また、一方、上乗せ徴収につきましては、職員の追加配置や設備の充実など、保育に通常必要な経費を超える経費ということになっておりまして、保育料も含んだ法定価格を持ってしてもまだ足りないという部分を上乗せ徴収できるという規定でございますが、施設等がこういった上乗せ徴収を行う場合には、支払いを求める理由や使い道、金額などを書面によ

って明らかにするとともに、あらかじめ保護者に説明を行って、文書による同意を得なければならないというふうにされております。現時点におきまして、上乗せ徴収が行われるかどうか自体はまだわかりませんが、こういった利用者の負担増というものにならないようには配慮してまいりたいというふうに考えております。

#### ○土橋委員

新制度では、保育の必要性の認定と、児童福祉法24条1項が適用される保育所について、保育所入所については、異議を申し立てすることができますけれども、児童福祉法24条2項が適用される保育所以外の認定子供園等の直接契約の施設や事業においては、市の責任が明確ではない、市の対応に対してどのような主張ができるのか、教えていただきたい。

#### ○小野子ども家庭課長

保育所のほか、保護者との直接契約の施設事業所を利用する場合でありましても、あくまでも市の利用調整を得ての利用受け入れが前提となりますことから、調整結果に不満がある場合につきましては、保育所だけじゃなく、こういった直接契約の施設や事業者等への調整も含めて、異議申し立てができるものだというふうに考えております。

#### ○土橋委員

それと、この制度そのものは、大都市圏の待機児童がたくさんいるようなところの解消策として出されたものだというふうに認識はしておりますけれども、それでは、そうは言いましても、6月定例のところで行われているあれを見ましても、先ほどもありましたけれども、国基準より上乗せをされる条例をつくっているところというのは結構あるのです。ですから、その辺は、できたらの話ですけども、ちゃんとしていただきたいというのと、光市では、制度は、条例は制定されるが、この条例に従って、今保育園に通っている人たちの待機児童等の関係から見て、この制度は、変な聞き方ですけども、現時点ではこの制度は光市には必要なのかなのか。

#### ○小野子ども家庭課長

小規模保育事業につきましては、現在のところ、特別に事業者から参入に手が挙がっているというわけではございません。あくまでも、認可者としての体制を整備するという意味で、現在のところはこの条例を定めることにしております。

#### ○土橋委員

どちらにしても、光市では児童数からいっても、このままでいけるのではないかというふうな答弁ですけども、このことが、条例化されたということで、これを優先して今ある保育園の、統廃合みたいな形を片一方で行って、片一方でこの条例のようなものをつくっていくというようなことがないように、ひとつお願いだけはしときた

いと思います。  
以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第51号 平成26年度光市一般会計補正予算（第2号）（福祉保健部所管分）

説 明：奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

報告：①光市地域包括ケアシステム構築に向けた基本的方向性（案）

②光市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画策定方針について

説 明：奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長、中邑高齢者支援課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○畠堀委員

御説明いただきまして、ありがとうございました。内容について3点ほど御質問させていただきたいと思います。最初に、在宅医療の推進とともに、介護サービスとの連携により切れ目のない一体的なサービスの提供を目指して、地域包括支援センターが医療と介護をコーディネートし、市民に提供するというイメージは伝わってきましたけども、その中で登場する医療機関についてはしっかり記載されておりまして、具体的なイメージをすることができます。一方、介護保険機関等については、具体的に主体となるものについてもう少し御説明いただけたらと思いますのでよろしく願いします。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長



介護保険関係機関におけます主体となるものということでございますが、これは介護保険サービスを提供しております事業所であり、またケアプランを作成するケアマネージャーということになります。

以上でございます。

#### ○畠堀委員

ありがとうございました。わかりました。

次に、まず地域包括支援センターのことについてお尋ねいたします。こちらのほうについては、多くの関係部門との連携が必要になってくる部門でございますけども、その中で、特に、本センターの現在の組織構成、人員構成についてお尋ねしたいのと、あわせて、機能強化がうたわれておりますけども、これまでの考察事業の中では、4点の機能強化というのが考えられておりましたが、今回出されております基本的な方向性の中では、3つの強化項目が紹介されておるのみになっております。要は、要支援ケアプラン策定機能の強化ということについて、今回、特に上げられてないわけですけども、このあたりの背景について、御説明いただけたらと思いますのでよろしくをお願いします。

#### ○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

まず、地域包括支援センターについて簡単に御説明いたします。地域包括支援センターは、平成18年4月にあいぱ一く内に設置をし、市の直営で運営をしております。職員構成でございますが、所長の他、社会福祉士が1名、主任介護支援専門員が1名、保健師4名の3職種、7名を配置しております。なお、所長は主任介護支援専門員でもございます。

今後の機能強化策ということでございますが、基本的方向性、8ページ、9ページに記載しております、先ほど説明いたしました部分とかぶるかもしれませんが、医療と介護のコーディネート役として、また、高齢者及びその家族と医療機関や介護事業所とのつなぎ役として、コーディネート機能の強化、認知症高齢者等処遇困難事例に対する機能の強化、また複雑多様化する相談に対応するための相談機能の強化を図るということでございます。より具体的な施策につきましては、本年12月の常任委員会で報告することとしております第6期の計画の素案の中でお示しをするということで、その中で全体の姿が見えてくるものと考えております。

以上でございます。

#### ○畠堀委員

そうしますと、その中で、先ほども申し上げました4つの考察事業の中に掲げられておられました地域包括支援センターの4つの機能強化策のうちの1つ今回紹介、特に上がってないわけですけども、要支援プラン策定機能の強化、これについては、こちらのほうでまた詳しくという形になるのでよろしいでしょうか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

要支援プランにつきましても、その中で詳しく触れてみたいと思います。  
以上です。

○畠堀委員

次にもう1点、これは、もう1冊の資料のほうの4ページに記載されているわけですが、先ほども少し説明がございましたが、7番の市民参画手法というところで、幾つかの会議名が載っております。まず初めに、光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会という会議がありますけれども、この会議の具体的な、特に内容だとか、その権限について御紹介いただけたらと思います。あわせまして、(3)の事業所からの意見ということで、地域包括支援センター連絡会議、地域ケア会議等が上げられておりますけれども、こちらのほうについてももう少し御説明いただけたらと思います。

○中邑高齢者支援課長

私のほうから光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会の開催予定と審議内容について御説明をさせていただきます。

市民協議会は、計画の策定に当たり、広く市民の意見を反映するために設置をするもので、3回の開催を予定しているところでございます。協議内容でございますが、第1回目では、本日お示しをさせていただいております計画策定方針等について説明をさせていただくこととしており、2回目には、具体的施策を盛り込んだ計画素案をお示しし、重点施策として展開する3つのプログラムなど、計画全般について、御意見をいただきたいと考えております。3回目には、それまでに議会、市民協議会、パブリックコメントなどによりいただいた意見の整理を行い、最終計画案をお示しする予定としているところでございます。

○瀬上地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

続きまして、地域包括支援センター連絡会議と地域ケア会議のメンバー構成とその運営について御説明いたします。委員御質問の会議は、総称して地域ケア会議と呼ぶもので、行政職員を初め、医療介護福祉関係者、並びに地域の関係者から構成される会議体でございます。地域包括支援センター主催で実施する連絡、連携、啓発を目的とした会議となっております。この地域ケア会議は、本市では、地域ケア会議研修会、地域包括支援センター会議、地域ケア会議個別会議の3種類の会議で構成しております。会議のメンバーにつきましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会、福祉施設、介護施設、社会福祉協議会などに所属する専門職等でございます。それぞれの会議の目的に応じて関係者を招集し、関係職員のレベルアップ、連携体制の構築、個別の事例の問題解決に努めております。

以上でございます。

○畠堀委員

御説明いただきましてありがとうございます。ちょっと1点確認ですけれども、今の説明の中では、ここに記載されております地域包括支援センター連絡会議と、地域ケア会議というのは、基本的には同じものというふうに考えてよろしいでしょうか。

○瀬上地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

はい、同じでございます。

○畠堀委員

わかりました。内容について御説明いただきまして、理解することができました。ありがとうございます。

○笹井委員

では、地域包括ケアシステムの基本的方向性の中について幾つか質問させていただきます。

8ページに、将来の在宅医療、介護サービスの提供の図が出てきております。私、不勉強なので、まだちょっとよく全体とらえかねるところがあるので、初心的な質問で申しわけありませんけれども、この地域包括ケアが進んだ場合、市民は地域包括支援センターに行って何かできるようになることがあるのかということをお最初に聞いてみたいと思います。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

地域包括支援センターには、今現在でも相談機能もありますし、相談に応じているということですが、市民が直接このシステムによって何がどうなるのかということだと思いますが、例えばの話で申し上げますと、訪問診療が必要であるというような市民が包括支援センターに相談に来られたとします。そうしますと、地域ケア会議でありますとか、あるいは医師会等に相談しながら、最終的には医師会につないでいくのだというのが訪問診療に限ったイメージでございます。今やっております機能をさらに充実、強化しようということでございますので、先ほども説明いたしました、12月に御報告をいたします第6期の素案の中で、具体的なものが出てくると考えております。

以上です。

○笹井委員

とりあえず、ちょっとわかりました。

次ですけれども、その今の8ページの右上の図を見ますと、医療と介護の連携強化をすると、左のほうで今まで弱いということで、これは別々の事業体がそれぞれやっ取るものですから、今現在弱いということ、これを強くするのだということです。この強くする中身で、例えば個人的な症状とか、病歴とか、現在の状況、こういったものの情報も強化されるのでしょうか。例えば具体的に言いますと、介護施設とかで介

介護サービスを利用しとった人で病状が悪くなって医療に行った場合、今まで介護施設にはそういういろいろなデータがあるわけですが、そういうところも連携を強化して医療側に提供できたりするのでしょうか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

介護事業所と、医療関係機関で言いますと、これは、今でも連携はしているわけですが、その中で、例えば訪問看護であったり、訪問診療が必要であるというような方がいらっしゃった場合に、どのような支援をしていくのか、そこに地域包括支援センターがコーディネート役となって医師会につなぐということを考えております。

○笹井委員

ちょっとわかりました。11ページにまいります、11ページに現状の福祉サービスが羅列されています。これ1件1件は私も全部理解しとるところですけども、一応この地域包括支援ケアシステムが進展すると、この11の現状のものが、これがどういふふうに変わっていくのかというところをちょっと御説明いただけますか。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

今考えられる、把握できておる現状を記載してありまして、これ以外にもいろいろなサービスがあろうかと思えます。これがどう変わるのかということですが、まず、第2期でございますので、平成27年度から29年度にかけて調査、研究を行うということにしております。その中で、一般質問にも出ておりましたが、ボランティア制度の研究を行い、例えば、居宅で支援が必要な方にどのような支援ができるのか、あるいは介護予防の観点からのボランティア制度がどのように活用できるのか、その辺を研究してまいりたいと考えております。

○笹井委員

またこの報告をもとに12月にいろいろ、これからまた取り組まれるということですし、私も勉強しながらまたその辺、質問していきたいと思えます。

終わります。

質 疑

○田中委員

3点ほど質問させていただきたいと思えます。1点目に、これは国の施策になるのですが、今回ありました国の子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金の申請状況についてお聞きしたいと思えます。

○古迫福祉総務課長

子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金でございますが、7月1日に申請を開

始しまして、10月1日までが申請期限となりますが、9月の17日現在で両給付金合わせて87.8%の申請状況でございます。

以上です。

○田中委員

わかりました。これ国の施策なのであれなのですが、やっぱり必要な人に届くように、これが100%いくように取り組んでいただきたいと思います。ほんと、コストをかけるわけにはいかないという部分では難しいところではあると思うのですが、締め切りに向けて何か市民に広めるために何か取り組みをされていたら、教えてください。

○古迫福祉総務課長

対象者には、もう事前に申請書をお送りしております。ということで、あとは周知、広報に向けての努力でございますが、国や県におきまして、テレビと新聞広告を行っております。市におきましては、市広報、ホームページ、それから公共機関におけるチラシ配布に加えまして、老人ホーム等へは施設への周知を、申請への周知をお願いしておりますし、病院等におきましては、ポスター掲示を行ったところでございます。9月になりまして、残り1カ月ということになりましたので、10月1日が期限という旨の告知を、市の広報、または地元紙への広告掲載ということを行っております。以上です。

○田中委員

わかりました。よろしくお願いたします。

2点目なのですが、6月議会でも取り上げたかと思うのですが、ボランティア窓口の一本化に向けての取り組みをお願いしているところなのですが、その後、何か進捗状況があれば、教えていただければと思います。

○古迫福祉総務課長

ボランティアの窓口がバラバラという御指摘を受けまして、地域づくり推進課を初めとして、関係各課の連絡会議を持ち、それぞれのボランティアの内容の確認を行うとともに、市民の方がどの窓口に来られても他の部署のボランティアがわかるよう、情報の共有化を図ったところであります。ホームページもばらばらでございますので、ボランティア全体がわかるページを今作成中でございます。今現在、最終的な詰めを行っている段階でございます。

以上です。

○田中委員

ありがとうございます。ホームページのほうでつながりをつくるっていうことで、一歩進んでいっているのかなというところではございます。ありがとうございます。それで、内容についてもなんですが、やっぱりホームページだけのリンクではなく

て、実際に所管同士のつながりっていうのもこれから大事になってくると思います。先日、萩の災害ボランティアセンター立ち上げた方のお話を聞く機会があったのですが、例えば、今災害ボランティアの団体登録っていうのも行われていますが、災害ボランティアをこないだ広島するときにも募ったと思うのですが、そういったものを市の防災メールのほうで流すことによって、登録してない方たちにも情報が流れて、そういったものが活性化していくっていうことも言われていましたので、それぞれ所管の壁があるとは思いますが、広くボランティアというものは広い分野にわたるので、ぜひとも連携をして取り組んでいただけたらと思います。

それともう一つは、ちょっと要望になるのかもしれませんが、7月に光市子ども・子育て支援に関する市民アンケートの調査結果をいただいたのですが、その内容について分析、これからどういうふうにならざるを得ないのかをお聞かせいただければと思います。

#### ○小野子ども家庭課長

このアンケート調査の結果につきましては、今作成しております子ども・子育て支援事業計画の量の見込みの算出に、まず使うということでございます。教育・保育・給付と地域子ども・子育て支援事業に必要なニーズ量をこれで算出しまして、目標事業量を検討していくのに使うということと、もう一つは市民ニーズの把握ということで、これによりまして、新たな事業につなげていくためのヒントをつかみまして、その中にはやはり2カ所自由記入欄等もあるのですが、そういったところからも十分ニーズを拾っていきながら分析して、新たな計画の策定の中に生かしていきたいというふうに考えています。

#### ○田中委員

ありがとうございます。量の算出とか市民ニーズを捉えるという部分で、すごくきめ細かいことをアンケートで行われていますが、私たちいただいたものというのは、集計しか見れないという部分もありまして、やっぱり数が多いとか少ないとか、自由記入欄にしても、それぞれの意見しか見えないという部分があって、非常に今いい意見も出ているのですが、自由記入欄に出ている意見も、その意見を出された方がどういった生活環境において、そういった意見を出されているのかという部分が見えるのはやっぱりデータを持っている所管だけだと思いますので、そういった細かいところまでの分析をして、ぜひ光市らしいものを、案をつくるために取り組んでいってほしいので、ぜひそのあたりまで深い分析をして取り組んでいただけたらと思います。以上です。

#### ○笹井委員

それでは光市が5月30日市内の社会福祉法人に対して改善命令を行っております。これにつきまして6月の委員会で質問したところ、改善報告書の提出を求めているところまでは、6月の委員会で答えいただきましたので、ちょっとその後につ

いてお聞きしたいと思います。

まず、改善命令のあった施設から改善報告書の提出はあったのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

提出がありました。

○笹井委員

一応できれば何月何日に提出があったぐらいまでちょっと言ってもらおうと。

○古迫福祉総務課長

7月30日に提出がございました。

○笹井委員

はい、わかりました。それで、その中にいろいろ書かれておると思うんですけども、それで結局状況が改善されたと市は認めたのでしょうか。そして何をもって改善と認めるのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

5月30日の改善命令を行ったわけがございますけど、これに盛り込みました、今回の不適正事例が発生した責任の所在、それから関係者の処分、それから慰留金品等の関係の改善措置ということにつきまして、その内容が適切ということで判断し、報告書を受理したものでございます。

○笹井委員

わかりました。今後、当該施設への定期的なものは当然指導があると思いますが、特別な指導というのは行うのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

通常指導監査は2年に1回行うところでございますけど、当該法人に対しましては、当面毎年実施していく予定でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。ちょっと新聞報道とかされた細かいところに入っていきますが、死亡者の慰留金400万円が外部に貸し付けられたということでございます。これは前回の委員会でもお聞きしたところですが、その400万円というのは、その貸した外部者から返還されたのでしょうか、そしてそのお金は死亡者のお金ですけども、最終的にどこに帰属したのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

400万円でございますが、園の会計に戻っております。このお金は園に帰属する旨の本人作成の公正証書があるため、最終的に園に帰属をしております。

以上です。

○笹井委員

ちょっと今質問に半分しか答えていなかったと思うのですが、400万円が外部に貸し付けられたということですが、その400万円はその貸し付けた外部から戻ってきたのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

外部から返還されたというのは確認ができておりませんが、400万円が戻っているという状態でございます。

○笹井委員

ちょっと、じゃ、次行きます。運営費から退職金などの、これ目的外使用ということで使用されたわけですが、このお金はどうなったのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

退職金の支出でございますが、これは平成24年の8月に支出をされておりますが、同年9月に返還をされているものであります。

以上です。

○笹井委員

それは退職金で渡した人、その当事者から返還があったということでしょうか。

○古迫福祉総務課長

はい、そのとおりでございます。

○笹井委員

あと、使途不明金が13万円あるとのことでしたが、これについてはどうなったのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

亡くなられた方の慰留財産ということで市に届け出があり、国等に帰属すべき手続きを今進めているところでございます。

以上です。

○笹井委員

はい、わかりました。最後ですけど、今回このような事件が、事象が発生したわけ



ですが、市内の福祉施設にも多くの御老人の方とか被保護者の方が入所されているわけですが、こういった方の慰留金の確認、特に亡くなった方の慰留金の確認というのは、光市が行う市内福祉施設の指導監査の際には、今後確認はされるのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

この利用者の遺留金品の指導監査につきましては、6月の委員会のときも御説明しましたとおり、県の監査の範疇になります。県に確認をしたところ、今後の指導監査において県のほうで確認をしていくということで聞いております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。今回の事件を受けて、いろいろ通常の監査だけではまだまだわからないことというのがあるものだなという私は認識を持っております。こういう事例が起きたので、当然その当該施設だけではなくて、ほかの施設でもそういうことがされてないかどうかというのは、入所者のためでもありますし、またこういう公的な福祉施設は公金で措置されているもので、公金でございますので、行政体としてきちんとそういう事例も含めて、今後も指導監督のほうをしていただきたいと思います。終わります。

○畠堀委員

私のほうより2点ほど御質問させてください。一つは、先ほど来地域包括支援センターの活動の中で私が触れましたけども、これからますます福祉介護分野でのボランティア活動、そういったものが重きを置かれてくるのではないかと思います。その中で、ある意味実戦部隊となります社協の担う役割もあわせて大きくなるのではないかというふうに思います。この社協については、市とは別の組織になるわけですが、現在のところ市から2名の方が派遣で行っておられると。社協は社協で専属の職員と嘱託で構成されておりますけども、今後、ますますこういったウエートが高まる社協の活動に対しまして、組織強化について市としてどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○古迫福祉総務課長

今、委員御指摘のとおり正職員2名派遣をしておりますが、大多数はやっぱり臨時パートに依存しているというような状況もございます。社会福祉協議会につきましては地域福祉推進のかなめということで、今後ますます市民ニーズも高まっていくことを考えますと、そういった社協の体制を見直すことも必要であると考えております。また、まず自主財源の確保ということで財政力の強化は必要不可欠で、ということも考えております。今後、事業の評価なども行いながら、市民の求める社協のあるべき姿を見据えながら市と連係を取って、そういった組織体制の強化を図っていく必要があるというふうには認識しております。

以上です。

○畠堀委員

ありがとうございました。これからもしっかり関係を取って諸活動を進めていただけたらと思います。よろしくお願いします。もう一点は今年度の事業の進捗状況についてお尋ねいたしたいと思います。

まず、一つが認知症高齢者支援事業であります「物忘れ相談会」今年度から始まったと思いますけども、こちらのほうの現況についてお尋ねしたい。もう一点は、不妊・不育治療の治療助成ですけども、昨年度から不育治療、光市独自で始めていただきましたけども、昨年は実績がなかったということで大変残念といえますか、なかったということなんですけども、今年度のこれまでの取り組み状況についてお尋ねしたいと思います。

○瀬上地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

物忘れ相談会についてお答えいたします。この物忘れ相談会は、今年度より新たに実施するものでございまして、認知症高齢者やその家族に対し、医師・保健師・社会福祉士・認知症家族会等によって、総合的な相談支援ができることを期待しております。9月25日、この木曜日になりますが、実施する予定でございます。

以上です。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

不育症治療費の助成についてでございますが、本年7月に1件相談があり、申請書類を渡しております。

以上です。

○畠堀委員

物忘れ相談会について直前に控えておるわけですが、今年度初めてということで、しっかり関係を取って事業運営をお願いしておきたいというふうに思います。もう一方の不育症治療についても、今年度不育症治療について申請があったということで、これも日ごろからの地道なPR活動、そういったものが功を奏しているのではないかと思いますけども、こういった取り組みについてはなかなか表だって言えないところもあるかと思いますので、しっかり困っている方たちに認知いただきますようお願いしておきたいと思いますが、今年度特に、そういった新たな周知活動というのにも取り組まれたことが何かあれば教えていただけたらと思います。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

新たな取り組みはございませんが、県内の産科医療機関に制度の概要を周知しております。あとはホームページ、市の広報、メールマガジン等により市民に周知をしているところでございます。

○畠堀委員

不育症治療については光市独自の取り組みであります。せっかくの取り組みですからぜひPRをしていただきたいと思いますし、不妊のほうもちょっと今年度の状況はお答えなつたのですけども、引き続きあわせて取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上です。

○委員長

次に、議会報告会でのいろいろな問題が出ていましたけども、その件について聞きたいこと、ただしたいことがあればどうぞ。

○畠堀委員

今、委員長のほうから紹介がございました第6回の光市議会報告会におきまして、市民の皆様からいただいた5つの意義や質問要望についてお願いしたいと思います。

まず、初めに一点ですけども、室積地区の遊休地に老人ホームの建設予定であろう立て看板が立っています。市の立場からの、この件についてのお考え方をお尋ねしたいと思います。

○中邑高齢者支援課長

特別養護老人ホームは日常生活に常時介護を要し、在宅で介護を受けることができない人が入所する施設で、光市では市内に4つの生活圏域を設定し、圏域バランスを考え整備を図ってきたところです。

室積旧沖田アパート跡地については、室積地区で特別養護老人ホーム光寿苑を運営している社会福祉法人が、現施設の移転予定地として土地を取得されたようで、市としてはそれぞれの生活圏域内において、特別養護老人ホームを維持していくことが望ましいと考えているところでございます。

以上です。

○畠堀委員

ありがとうございました。次に、2点目です。大和地区の敬老会について、今年バスの運行代が事前の連絡なしに、いきなりカットされたということですけども、この点について、事前に調整等必要じゃないかというふうには出ておりますが、この点に関する市の見解をお尋ねしたいと思います。

○中邑高齢者支援課長

敬老会行事については、各地区社会福祉協議会の主催により毎年開催されていますが、大和地区については合併時の経緯により、送迎に係るバス借上げ料について別途対応してきたところでございます。

しかしながら、他地区においても各地区の実情に応じ、送迎用車両を手配しているといった実態もあり、他地区との取り扱いの均衡を図るため、バス借り上げ料の廃止について平成23年度から大和地区社会福祉協議会と協議を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

続きまして3点目です。東荷地区においては認知症患者が増加しており、民生委員の業務が増大しています。この民生委員の負担について何らかの軽減策をお願いしたいという要望が出ております。この件についてお願いします。

○古迫福祉総務課長

認知症を初め、独居老人等の見守りは民生委員さんを中心に福祉委員や老人クラブの協力により行われており、高齢者の増加により業務が増大をしております。

このたび日本郵便、中国電力、新聞販売店、LPガス協会、山口合同ガス、生活協同組合の6者と協定を結び、見守りの強化を図ったところで、引き続き民生委員さんには御協力をお願いしますが、多くの目で見守ることが可能となったところであります。

以上です。

○畠堀委員

次、4点目をお願いします。大和地区に公設民営化の診療所をつくり、整形外科などを設置する。また、大和総合病院の手術室の使用などバーター契約等をしたらよいのではないかという意見が出ておりますが、この件についての御見解をお願いします。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

現在、大和総合病院で休診となっております泌尿器科、眼科の診療科を対象に、大和地域への民間診療所誘致に向けて検討を行っているところでございます。

○畠堀委員

5点目最後ですが、「ゆーぱーく光」についてより多くの方に利用していただくために、マイクロバスを走らせてはどうかという意見が出ております。この件についての御見解をお願いします。

○古迫福祉総務課長

「ゆーぱーく光」の運営につきましては、指定管理者の責任において行うものであり、こういった御提言も指定管理者と協議し、費用対効果を含め検討課題とさせていただきます。

以上です。

○畠堀委員

以上、5点でございます。ありがとうございました。

○西村委員

4番目は全く答えてないけど、これでいいのですか。

○委員長

4番目は何でした。

○西村委員

バーター契約の件

○委員長

質問に、中途半端じゃなしに、ちゃんと答えてください。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

質問では「整形外科などを設置、また大和総合病院の手術室使用など、バーター契約をしたらよいと思うがどうか」という質問でございます。この件につきまして、今は検討の段階に至っておりません。

○委員長

してないだけですか。愛想がないけど、どうするというようなものはありませんか。奥河内次長。

○奥河内地域包括ケア調査担当次長兼健康増進課長

先ほども申しましたが、休診状態となっております泌尿器科、眼科に的を絞り、今検討しているところとでございます。

#### 4 環境部関係

##### (1) 付託事件審査

##### ①議案第51号 平成26年度光市一般会計補正予算(第2号)(環境部所管分)

説 明：小田環境事業課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

##### (2) その他(所管事務調査)

###### ○笹井委員

それでは7月から8月にかけて、市議会報告会で市民の方からありました質問について御回答のほうをよろしくお願いします。質問は大きく分けて3点です。

まず1点目、牛島のトイレのくみ取りについて、その業者さんの働き方が勤務中に何かたばこを吸ったりして勤務態度が悪いがどうかという質問が牛島の方から出ております。御回答をお願いします。

###### ○小田環境事業課長

ただいまの質問の牛島のくみ取り業者の態度が悪いことについて、お答えさせていただきます。牛島地区のくみ取り業者は市の許可業者ではございますが、法律や条例による許可違反行為ではないことから、市に直接の指導権限はございません。なお、そうはいいまして業者に対し社員教育を徹底し、誤解のないように注意を払うようお願いはいたしております。

###### ○笹井委員

はい、わかりました。2点目です。また牛島の件ですが、牛島で合併浄化槽を設置したいという方がおられまして、市とか業者に相談したところなかなかよい返事がないということでした。これについてどういうふうな状況になっているのでしょうか、何とかなるものなのでしょうか。

###### ○小田環境事業課長

牛島の合併浄化槽、今現在浄化槽というのは1基も設置のほうはされてないのですが、ただ、設置できない法的根拠というのはございません。浄化槽の設置届けは県が受理するものではございますが、県に確認にいたしましても、浄化槽の維持管理が適切にできるのであれば設置届けは受理するとの回答でございます。

○笹井委員

「維持管理が適切にできるのであれば」ということは、そこはできるかできないかは、結局、誰がどういうふうに判断することになるのでしょうか。

○小田環境事業課長

これは当然そういう浄化槽の維持管理を請け負う業者のほうで判断することになると思います。ただ、そういうましても今、多分いい返事がないという理由としては、やっぱり設置の事例がなく、維持管理が適切に対応できるかということを、業者も一から考えないといけない理由になっておると思います。

○笹井委員

はい、わかりました。最後3点目です。周南流域下水道について、昭和52年に建設費の2分の1は1市4町で負担するというようにして事業されておるようですが、その協定書がないのではないかと、ないのにどうして実施できるのかという件。

あと関連ですけれども、昭和60年に下水道処理場の運転が開始された時は、この協定書があるということですが、下水道料金が黒字になったら下水道料金で回収するという話があったようですが、これについてもきちんとした決裁書がないのではないかと。こういうことは誰が決めたのかという御質問でございます。

○松本環境部次長兼下水道課長

昭和52年の建設費の件でございます。周南流域下水道事業との建設費の負担割合につきましては、山口県との協議により国の補助金を除いた2分の1ずつを山口県と1市4町が負担しておりますが、市民の方々に対しても当時市の広報を配布する際、負担割合を明記した説明文を各家庭に配布し理解を求めています。

なお、負担金の支出については山口県から負担額の通知があり、その承諾について決裁を受けたのち支出を行っております。保存年限の関係で書類が見受けられませんが、当時も同様に決裁の後支出を行っているものと考えております。

続きまして、供用開始される昭和60年に山口県と当時の1市4町が協定書を取り交わしております。その当時の決裁文書の所在は不明でございますが、協定書の写しは存在しておりますので決裁を受けた後、協定書の締結をしているものと判断しております。

以上でございます。

○笹井委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

終わります。

## 5 建設部関係分

### (2) その他（所管事務調査）

報告：①平成26年度の山口県関係事業について（報告）

説 明：大山監理課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○笹井委員

それでは、今の地図でいいますと、丸の13番、14番、主要県道光柳井線と一般県道光井島田線の交差点のところに、毎度のことですけど、お聞きします。

まず、この今拡幅工事をされておられるということですが、工事の進捗状況、そして、この拡幅工事の完了がいつになるのか、めどが立つのか、教えてください。

##### ○田村道路河川課長

県によりますと、本年度は、計画区間のうち、県道光井島田線との接続部に位置するT字交差点南側付近に近接する山の切土工事を行う予定とのことです。

今後の予定としましては、光井川にかかる橋梁改修工事、市道戸仲森ヶ峠線との交差点の拡幅工事、それから、今言われたT字路交差点付近の河川改修工事などを順次進めていく予定とのことです。

次に、完了時期でございますが、県によりますと、完了時期については、限られた財源でありますことから、未定とのことでございます。

以上でございます。

##### ○笹井委員

ここは何回も、ちょっと私、指摘してはいますが、ここは一般県道じゃなくて主要県道なのです。地図でも黒い線で、光柳井線です。これを市民ホール、光高校の前を通過して光柳井線を光から柳井のほうに行くと、スポーツ公園前のT字路にぶつかり、そこに、今現在全くT字路、右か左に分かれるわけですが、右が柳井なのか左が柳井なのか全く標示がありません。ここを工事されているのはわかっていますから、これが数年後に完了することがわかっているのなら、その中で改善されるのかなと思います。今のお答えですと、これはいつなるかわからないという答えです。

であれば、やはり主要県道の光柳井線をそのまま行くに、やっぱりどっちの方向、右に曲がったら柳井なのか、左に曲がったら柳井なのか、これはやっぱり看板をきちんと出す必要があると思いますし、それと看板の設置は、これ、県道ですから県ということになるかと思いますが、要望すべきではないかと思いますが、これ、過去にも私、質問をお願いしてはいますが、特にこの件について県と話し合われたというようなことはございますか。

##### ○田村道路河川課長



以前も御要望をいただいたときに、県には要望しております。今回も御質問をいただくとお思いまして、県に確認しましたところ、案内標識の設置については検討している。ということでございますので、引き続き県へ要望してまいりたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。質問を想定されて、もう動かれておるということで、ちょっと私は、それは大変高い評価でございます。じゃあ、ちょっとひとつそちらのほう、よろしくお願ひいたします。

もう1カ所、ちょっと場所を変えますが、地図でいうところの⑱番、川園線、このたび新規で、測量設計で1,500万円ということであります。ここの場所については、踏切のあるところだと思ひまして、これ、地元とか議会でもいろいろ高架だ、あるいはトンネルじゃ、あるいは広げるじゃ、いろいろ意見が出ていますが、ここで測量設計ということが今回新規についたということは、一応どういう形の工事について測量設計をされるのか、そこをわかっておればちょっとお願いできますでしょうか。

○玉木都市政策課長

現在、まだ測量段階でございますので、その辺の決定等はされておられません。

○笹井委員

わかりました。終わります。

○大田委員

済いません、18番の光日積線ですが、一昨年から説明があつて、3カ年と4カ年の工事で完了するような説明を受けたのですが、今、測量、用地買収等上がっているのですが、完成年月日は一体いつになるのか、お教え願ひできませんでしょうか。

○田村道路河川課長

御質問の完成年月日ですが、県から定めたものは聞いておられません。

以上でございます。

○大田委員

一昨年ですか、県のほうからの説明では、3年の工事で一応説明を受けたのです。確かめておいてください、お願ひします。

それと、5番の光日積線交通安全対策で、今、工事されている田布施川の護岸やら、道の改良工事を行つておられるのですが、それから岩田駅前に対するコンパクトシティについてのあれは、今現在、交渉中ということでございましたが、予算がつくような交渉中なんでしょうか、どうでございましょうか。

○玉木都市政策課長

現在、県へ要望段階でありまして、予算に関しましてはまだ、つくつかないかは聞いておりません。

以上です。

○大田委員

なるだけ早く工事を進めてもらえるようお願いいたします。

それと、11番の舗装補修工事、光市管内一円と書いてあるのですよね、600万円のオーバーレイ等工事です。それで、これ見ると5つ上がっているわけなのです。600万円で5カ所もやれたら、1カ所オーバーレイで、極端な言い方すると、100万円ちょっとずつなのですが、それでどれぐらいの工事が進捗できるのか、ちょっとお教え願えませんでしょうか。

○田村道路河川課長

申されるとおり、1カ所当たり100万円程度しか予算は確保されておりません。部分的なオーバーレイや切削オーバーレイ等を予定されているとのことで、延長等につきましては、聞いておりません。

以上でございます。

○大田委員

私としては、600万円ぐらいやったら、1カ所ぐらい集めて大々的にやったほうが、いいのではないかと考えております。今後とも、県のほうによく予算要求して、市民の負託に応えていただくようお願いいたします。

終わります。

○大樂委員

それでは、負担金につきまして、お尋ねさせていただきます。

表の中に、16番が5%、それから19番が10%、13番、14番が15%となっておりますが、このあたりの負担金が、なぜそうなっているか教えていただきたいと思っております。

○大山監理課長

この県営事業の負担金につきましては、地方財政法第27条に定められております。「都道府県の行う土木その他の建設事業で、その区域内の市町村を利するものについては、都道府県は当該建設事業による受益の限度内において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。」とありまして、その負担率につきましては、各県によって取り決めがなされております。山口県においても、対象となる事業というのが定められておりまして、その事業によりまして率が変わってくるというような内容でございます。

以上でございます。

○大樂委員

ということは、させることができるということは、県と交渉の余地があるということですか、そういうことではなしに、いきなり15%、10%というのはかかってくるわけですか、これでやってくださいよっていうの、そのことについてお願いします。

○大山監理課長

そういう交渉の場については持てると思いますけれども、基本的には全県下で定められた対象事業、例えば高潮対策事業とか、道路改良事業というのがありまして、人口規模とかの違いなどにより、率も異なっておりますので、それに基づいてやっておるといってございませう。

以上です。

○大樂委員

わかりました。

(2) その他 (所管事務調査)

○畠堀委員

2点ほど御質問させていただきます。

一つは、公共施設の長寿命化の関係ですけれども、先般、6月の4日だと思っておりますけれども、新聞報道がありました。国土交通省は、自治体管理の橋やトンネルなどのインフラの耐用年数を延ばすために、自治体の点検技術者を今後5年間で5,000人程度養成するという方針が出されております。そうすることによって、老朽化インフラの原因による重大事故を2020年までにゼロ件にするということを目指されておられるわけですけれども、特に地方自治体の中にはそういった人材がいないところがあるということで、国交省のほうでこういった力を入れておられるということですが、この件についてはまだ詳細が出てないということらしいので、また改めて詳細についてはお伺いしようとは思いますが、光市として長寿命化計画等、今まで取り組んでおられますけれども、そういった中での人材の育成についてどのような取り組みがなされておられるのか、光の取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

○田村道路河川課長

本市の現状での取り組みでございませうが、山口県が実施いたします橋梁の維持管理・補修に関する技術講習会や、橋梁の長寿命化修繕計画の作成演習、橋梁点検、塩害試験の実務演習などを実施する橋梁メンテナンスエキスパート養成講座、それから山口県と山口大学が主催します橋梁の補修・補強、橋梁長寿命化における情報交換の場として山口県の橋梁を考えるセミナーなどの研修へ、職員が参加しております。

また、今年度におきましては、国土交通省山口河川国道事務所主催で、橋梁点検及

びトンネル点検の技術講習会が予定されているとのことから、職員の参加を考えていることとございます。

以上でございます。

○畠堀委員

ただいま御説明いただきました光市においては、特に人材育成については計画的にやっているということで、問題ないということで理解しました。ありがとうございます。

それでは、もう一点、本委員会でも、議論といいますか、協議させていただきましたけども、景観形成のガイドラインを作成するというので、これについては後日することになっておったわけですけども、この作成状況と、できておりましたらそのガイドラインの活用状況についてお尋ねしたいと思います。

○玉木都市政策課長

景観形成ガイドラインにつきましては、景観形成の基準や届け出対象行為をわかりやすく解説・例示したもので、200冊をこの8月末に作成いたしました。景観計画の施行が10月1日となりますことから、事業者や市民の周知を含め、市広報9月10日号に掲載するとともに、ホームページへの掲載を行いました。

なお、このガイドラインにつきましては、実費相当額の1冊1,500円で販売ということとしております。

以上です。

○畠堀委員

御説明ありがとうございました。

○萬谷委員

先行委員の質問の中でよくわかりました。大丈夫でございます。一般質問でも、もう質問することはなくなりました、私の中で。一般質問でも、でも、よく瀬戸風線やっていますので、ぜひその辺を要望いたしまして終わります。

○大樂委員

議会報告会についての質問もいいのでしょうか。後、確認します。

○委員長

私が指示します。

○大樂委員

わかりました。そのときにさせていただきます。

それでは、改めまして議会報告会の質問につきまして、各地区の質問がありました

ので、一つずつまいりたいと思います。

市道岩狩線の上島田側について、通学路の安全確保のための早急な拡幅をお願いしたいというのが、三島のほうでありました。よろしく申し上げます。

○田村道路河川課長

上島田側の岩狩線整備は、相当の事業費を要することが予想され、財源の確保が重要となります。また、県道光玖珂線交差点との整合など、県等関係機関との協議・調整が必要です。このため、当面、早期の事業化は難しいのではないかと考えます。

以上でございます。

○大樂委員

次に、県道8号線、浅江のイオン前の道路を高架にする計画があるが、踏切を広げたり、歩道の拡幅ができないのでしょうか、土地はあるはずですよという質問が島田のほうでありました。

○玉木都市政策課長

この区間は、都市計画道路川園線であり、鉄道との交差点部分については、自動車交通量または当該鉄道の運転回数が少ない場合や、やむを得ない場合を除き、道路と鉄道は立体交差でなければならないという原則により、都市計画決定時から立体交差することとされております。

また、本区間は、近年、商業施設等の立地により交通量が増加しており、時間帯によっては一時的な渋滞が発生していることから、立体交差化による道路整備が望ましいと考えています。

今後も、早期整備に向けて県に要望してまいります。

○大樂委員

次に参ります。県道光日積線の大和中学校の通学路の拡幅工事はどうなっているのでしょうか、塩田から出てまいりました。

○田村道路河川課長

山口県におきましては、順次、拡幅改良を実施しております。早期整備に向け、山口県に働きかけてまいります。

○大樂委員

わかりました。

それでは、次に参ります。野尻から岩田の県道、伊藤公記念から岩田に抜ける川沿いについては、S字カーブで道幅が狭く、冬は凍結し、夏には草刈りが必要となります。車の通行があり危険であります。このS字カーブ道路の整備をお願いしたいというのが、束荷のほうでありました。よろしく申し上げます。

○田村道路河川課長

県道東荷一ノ瀬線の整備につきましては、これまでも山口県へ要望していますが、実施に至っておりません。今後も引き続き、道路の拡幅改良を要望してまいります。

○大樂委員

よくわかりました。お願いします。

次に、岩田駅前及び島田駅前交差点の拡大化をお願いして、これは、アンケートのほうでありましたのですが、どうでしょう。お願いします。

○玉木都市政策課長

岩田駅前については、県と市が共同して策定したコンパクトなまちづくりモデル事業のまちづくり構想等において、県道光日積線や岩田停車場線などについて、歩行者や自動車、自転車安全で快適に移動できるよう整備を進めることが示されました。

このまちづくり構想に合わせ、本年5月、県に対して県道の早期整備を要望いたしましたが、今後も事業が早期に実施されますよう、引き続き要望を重ねてまいります。

また、島田駅につきましては、県道光玖珂線の整備事業にあわせて検討されるものと考えております。

以上です。

○大樂委員

わかりました。

それでは、もう一つ私のほうでさせていただきます。野尻の関係なのですが、野尻から立野に抜ける坂道は、学生の使用頻度が高いが、歩道がないことから非常に危険であります。

一方、坂道を通らず、踏切を通行する道路は非常に狭い。この道路を整備拡張することで、立野や島田に通じる便利な道路が確保できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。東荷の地区から出ました。

○田村道路河川課長

県道光上関線の整備につきましては、これまでも山口県へ要望しておりますが、実施に至っていません。今後も引き続き、道路の拡幅改良を要望してまいります。

また、市道につきましては、限られた財源の中で交通量が多い路線、あるいは緊急度の高い道路など、優先度を判断しながら、計画的かつ効果的な事業実施に努めているところです。このため、現時点で早期の事業実施は困難な状況でございます。

以上でございます。

○大樂委員

ありがとうございました。以下、大田委員のほうから質問させていただきます。

○大田委員

島田川に繁茂する竹を伐採し、桜の木を植えれば、下松の切戸川のような桜の名所になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○田村道路河川課長

河川管理者であります山口県によりますと、治水上、堤防の法面には植栽はできないとのことでございます。

以上でございます。

○大田委員

まあ、それが答弁でしょうね。

もう一つ、上島田は、ハザードマップで危険地帯に入っております。排水対策もきちんとすべきだと思うのですがいかがでございましょうかという質問がありますが、どうでしょうか。

○田村道路河川課長

側溝整備等の排水対策につきまして、市内全域において、緊急性など優先度を判断しながら、順次、整備に努めます。

以上でございます。

○大田委員

室積新開の交差点の排水路の側溝が固定されておりますが、蓄積した土砂の処理はどのようにされているのか、また、排水路として機能を果たしているのか。大雨等がふえ、浸水が危ぶまれております。早急に整備をお願いしたいという質問が来ております。

○田村道路河川課長

現地の確認を行いました。ことしの8月に、国道188号から室積海岸までの暗渠部分の清掃を実施いたしました。

以上でございます。

○大田委員

次に、岩田駅周辺都市整備計画についての予算の950万円は調査費かどうかという質問が来ております。

○玉木都市政策課長

大和複合型施設等基本計画・基本設計委託料の650万円と、複合施設等へのアクセス道路整備に係る調査設計委託料の300万円を合わせた950万円でございます。

以上です。

○大田委員

それと、冠山総合公園東側の野球場、そして市民のための広場は確保できないか。また、市民の声や近隣の市町、それに対する参考にしてほしいという意見が出ておりますが、いかがでしょうか。

○酒谷公園緑地課長

光市の冠山総合公園東側の山林などは、光市の所有地のほか、民有地や県有地である青年の家の跡地などがあり、用地の購入や施設の建設などに対し、多額の費用が必要となることから、野球場の建設や広場の整備は困難と考えます。

山口県内の代表的な野球専用グラウンドは、山口市、宇部市、下関市、周南市などにございますが、県内には野球専用だけでなく、野球以外のさまざまなスポーツにも利用できる多目的グラウンドも多く存在します。

本市においても、光スポーツ公園や大和総合運動公園を初め、わかば公園や島田運動公園、上島田運動公園など、市民の皆さんが目的に応じてスポーツができる公園があります。さらに、四季を通じて花木が楽しめる冠山総合公園では、市民の皆さんが遊び、憩うことのできる場所もありますので、これらの施設をご利用いただけたらと考えています。

以上でございます。

○大田委員

それから、国の予算と思うのですが、現在、国道電線地中化、今現在しておりますが、沖縄など台風が来る地域に優先的に地中化したらよかったと思うがちゅうのが来ておりますが、いかがでしょうか。

○田村道路河川課長

国の事業でありますことから、この場での回答は控えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○大田委員

以上で終わります。

○大樂委員

済いません、ちょっと確認させていただきます。室積新開の交差点の件なのですが、出された方から、非常に感謝されておりますけど、今後とも継続的に調査並びに維持をお願いしたいと思います。

以上で終わります。



## 6 経済部関係分

### (2) その他（所管事務調査）

#### 質 疑

##### ○笹井委員

それでは、経済部さんのほうに質問でございます。

ではまず、農業から行きたいと思います。

ニューファーマーの方が、今、5名でしたか、誕生されて農業をやられているということですが、この方の住所について、どこの地区に住まれているか、ちょっと教えてください。

##### ○末岡農業耕地課長

ニューファーマーの居住地でございますが、ニューファーマーは自己経営型と農事組合法人等へ就職する2つのタイプがございます。自己経営型で、青年就農給付金を活用されていらっしゃる2組、3名の方は市内在住でございます。

今、農事組合法人へ就職しておる方ですが、3名いるわけですが、2名が市内在住で、1名が市外から通勤しているということでございます。

##### ○笹井委員

農事組合法人の中の1名が市外にということですが、このニューファーマー、当然市の予算立てをして育成して、農地は市内で活用してもらおうということですがけれども、これ、市外に住んでいるということは、特に要綱上とか事業実施上、問題ないのでしょうか。また、ニューファーマーの認定要件の中に、これ、市内に居住すること、そういう要件はないのでしょうか。

##### ○末岡農業耕地課長

居住要件でございますが、現在、農事組合法人へ就職している1名は市外から通勤はしておりますが、就農促進等の事業の中で、居住、住所要件は要しておりません。市内の農地を耕す等してもらおうということで、また、農事組合法人に就職するということで、そういうことになっております。

もう一方の青年給付金でございますが、これ、自己経営でございますので、当然、市内の農地を活用していただいております。これも、居住要件はございませんが、なるべく市内の方にとは思っております。現在は、市内の方でございます。

##### ○笹井委員

わかりました。今現在、市内居住要件が明確にないということであれば、もうないものを言っても仕方がないかなと思っておりますが、ただ、やっぱ今後、こういう光市の農業を育成するに当たって、市の予算立てして事業を実施するためには、やっぱりその対象は市民もしくは市民になってもらう人である必要があるのかなと、ちょっと指摘

をさせていただきます。

次、水産のほうに行きます。

新規漁業就業者、ニューフィッシャーについては、今、これまで6名ですか、5名ですか、あと2名が研修者やったのですかね、というところまでは予算などで聞いておるのですが。今後の取り組みについて、見通しをお答えください。

#### ○藤井水産林業課長

今、委員お話しされたように、現在まで光市の新規漁業就業者、5名誕生しております。もうじきでございますが今年10月から、さらに研修中の2名が加わり7名となる予定でございます。

9月6日に、新規漁業就業者と予定者を含む7名全員と、県漁業光支店において、県の柳井水産事務所及び県漁協光支店の関係者同席のもと、第1回目の意見交換会を開催したところでございます。

それから、県漁協光支店としては、ことし6月に東京で開催されました漁業就業支援フェアに参加をされまして、何人かと面接されて、8月28日から31日の間に、光で実際に3名が漁業体験を行われたというふうにお聞きしております。

市といたしましては、今後も県漁協光支店や山口県と連携しまして、10名以上の新規就業者の確保に努め、また、今回9月に開催しました意見交換の場を継続して、6次産業化を含みます今後の取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

わかりました。私も、ちょっと室積に住んでいますので、ニューフィッシャーの方や研修生の方と話をする機会、情報交換する機会がありまして、本当、よその地からここに来られて不安だったけれども、とりあえず1年もしくは2年の研修を経て、何とか先の、これでやっていけるとい、ちょっと自信までは行きませんが、そういう見込みが何とか立つようになったということをおっしゃっていました。

また、市のいろんな助成制度とか、支援制度についても大変ありがたいことであるということでございまして、今現在、7名ですけれども、また今度ふえるということなんです。私も、この2桁に何とか上げていただいて、光の漁業の中核的集団となっていきたいと思っております、また今後もひとつよろしく願いいたします。

次、商業のほうに移ります。

交通問題ですが、6月の一般質問でも取り上げましたが、JRに対して、6月一般質問の答弁では、光駅前防長バス駐車場があるということの案内地図の掲示とかをちょっと申し伝えたいと、また、光駅前防長バス乗り合いについても、ちょっと検討してみるというような答弁があったかと思いますが、これらの申し入れ状況とか、もし申し入れたらJR側の対応についてはいかがなものかありますでしょうか。

#### ○杉岡商工観光課長

防長バスの運行に関し、停留所への案内、地図の掲示や光駅前への乗り入れに関する御要望につきましては、6月議会の議会終了後の7月から8月にかけて、担当職員のほうがJR西日本徳山地域鉄道部並びに防長バスのほうに申し伝えをさせていただいたとごさいます。

○笹井委員

申し伝えたら、何かそこで反応とか、こんな感じちゅうのがあるかと思うのですが、その辺が、ぜひちょっとお願いいたします。

○杉岡商工観光課長

JR並びに防長バスでございしますが、JRにつきましては、そういった意向がございましたら、内容に応じて個別に応じたいというようなお話を伺っております。防長バスにつきましては、また社内のほうで検討されると聞いております。

○笹井委員

ということは、防長に関して聞きますけど、特に防長のほうで光駅前の駅正面まで乗り入れたいという希望があるかないかは、今現在、行政としては把握できてないということでしょうか。

○杉岡商工観光課長

今のところ把握できておりません。  
以上でございします。

○笹井委員

わかりました。また、今のお話ですと、いろいろ検討したいというような回答もあるかと思しますので、また今後進展がありましたら御報告いただければと思いますし、私もこの件については、また機会ごとにちょっと尋ねていきたいと思ひます。

今度は市営バスのほうに参ります。市営バスについては、これももう6月の一般質問での私の提言ですけれども、フリー乗車区間が随分長くて、その間にはいろいろ公共施設もたくさんあるわけです。こういうところ、大手事業所もあるわけです。そういうところにバス停を設置したらどうかという話をちょっと6月の一般質問でさせていただきましたが、これについて検討状況等ありましたらお答えください。

○杉岡商工観光課長

同じく先の議会のほうで、部長が答弁させていただいておりますが、フリー乗降は、利用者の利便性を高めることを目的に採用をいたしております。

また、現在のバスの時刻表につきましては、このフリー乗降区間を柔軟に対応することにより、各バス停の時間どおりの運行が可能になっておる面もございします。時刻表に定められているバス停をふやすことにより、わずかではございしますが運行時間が

増加するなど、1台の車両で全路線の運行を行っている市営バスにあっては、少なからず影響を及ぼすものと考えております。

また、委員からは、乗り方について周知が足りないとの御指摘を受けておりますが、このことにつきましては、10月25日号の市広報にて、市営バスがおおむねフリー乗降であり、乗車の際には手を挙げるなどして乗車の意思を示してほしいことなどをお知らせする予定にしております。

今後も、また機会を捉えて、市営バスのルートや乗り方等について、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

周知については取り組まれるということはわかりましたが、ただ、私もやっぱりバス停については、そういう大手事業所とか公共施設とかあれば、そこはいいバスが通つとるというランドスケープにもなると思いますので、ちょっと私としては、これ、設置が、ぜひお願いしたいと思います。今、なかなか難しいという理由もわかりましたが、私なりにこの件について、もうちょっと何かいい方法がないか、今後検討してまた御質問したいと思います。終わります。

#### ○田中委員

水産林業のほうで一つお聞きしたいのですが、今の188号線沿いの深山浄苑の裏山のがけ崩れについてお尋ねしたいと思います。

近年、土砂災害などもあって、あの裏山のところが今崩れている状態にはなっておりますが、この対応についてお聞かせください。

#### ○藤井水産林業課長

深山浄苑背後の懸山での山地崩壊箇所でございますが、ことしの6月の豪雨等により崩壊が生じたものでございます。

崩壊箇所の一部は、土砂流出防備保安林の指定となっております。市職員も確認し、目視では幅が約20m、長さ約50mの範囲で崩壊しております。下には市のし尿処理施設でもあります深山浄苑があり、またすぐその横にはJR山陽本線も走っており、崩壊箇所の一部は保安林の指定にもなっておりますことから、山腹の整備が必要と考え、ことし8月に平成27年度の県営治山事業の要望箇所としまして、県に要望したところでございます。近く県のほうが現地の詳細確認を行う予定とお聞きしており、市といたしましても、県営の治山事業として採択されますよう、今後も協力のほうを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○田中委員

了解しました。しっかりと対応されているっていうことで、あそこはもう本当に下

に重要施設もありますし、市民にとっても目につきやすい場所なので、しっかりとした対応をよろしくお願いいたします。

続いて、農業耕地のほうにお尋ねしたいのですが、ちょっと、先ほどニューファーマーの青年給付金という部分がありましたけど、この青年給付金支給の月を教えてくださいましたらと思います。支給月です、年2回されていると思うのですが。

○末岡農業耕地課長

青年給付金につきましては、年2回給付を行っております。4月から9月分までを1回、その後もう1回ということでございます。

以上でございます。

○田中委員

濟いませぬ、いきなり聞いてしまったので申しわけなかったのですが、実際、ニューファーマーのほうから、この給付金のほうが均等に来ず、偏った月日での、月日というか、月での支給になり、生活がちょっと安定しないっていう部分の声も聞いておりますので、均等な月で支給されるように、ちょっと取り組みをお願いしたいと思っております。

○委員長

要望ですか。

○田中委員

はい、あれば。

○末岡農業耕地課長

均等というのは、毎月ということではなくって、早目ということになるのでしょうか。前倒しのような格好でという、就農給付金につきましては、実績に応じて給付という基本スタイルがございますので、前倒しは無理とは思っております。

また、給付しているところが農業会議所でございますので、均等には今のところ難しいのかなというふうには考えております。

以上です。

○田中委員

了解しました。

では、続いて商工のほうになるのですが、ことしは地場産センターの周南サポート事業の応募状況と採用状況っていうものをお聞かせください。

○杉岡商工観光課長

今年度の周南サポート事業でございますが、応募状況につきましては、一般質問で

答弁もしておりますとおり13件でございます。そのうち採択でございますが、10件の採択を受けております。そのうち新規事業チャレンジ支援制度の要件でございます商品化・事業化枠の採択は4件とお聞きしております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。市の新規事業チャレンジ支援制度っていうものは、光市ならではの特別な支援を行っておりますので、ぜひともこれが周南地場産センターの方のものがこちらにつながるように、御案内と取り組みをお願いしたいと思います。

それと、続いて何ですが、ことしの夏の海水浴を振り返ってということでお聞きしたいのですが、天候不順もあって、非常に虹ヶ浜への来場者、室積への来場者っていうのも減ったところではあるのですが、今回は天候も悪くて遊泳禁止という日にちも結構あったのですが、そのときの対応といたしますか、安全管理についてお尋ねしたいと思います。遊泳禁止のときに、どのような対応をされていたのかをお聞かせいただきたいと思います。

○杉岡商工観光課長

ただいま委員さんからもおっしゃられましたように、今年の夏につきましては、天候不良等で時間帯を繰り上げて遊泳禁止にする場合、また、台風の接近、通過による終日の遊泳禁止をしております。

本年の状況を申し上げますと、時間帯によるものが8月中に6日間、台風の影響によるものが2日間となっております。遊泳禁止の対応でございますが、海岸に告知看板を設置するとともに、放送で案内をいたします。また、職員並びに警備員の巡回による遊泳禁止の周知をしておるところでございます。

以上でございます。

○田中委員

遊泳禁止のときなのですが、ちょっとこれ、地元のほうからも声がり、小さい子なども海のほうで泳いでいて、非常に危険で、事務所のほうにも案内をしに行ったことがあるのですが、例えば、遊泳禁止のときに放送を30分に1回放送をしていただいて、遊泳禁止っていうお知らせをしているのですが、万が一、この遊泳禁止のときに、市民、市民以外にも、海水浴に訪れた方が、事故が起きた場合っていうのは、責任の所在っていうのはどこになるのでしょうか、お聞かせください。

○杉岡商工観光課長

遊泳禁止を市のほうで決定しておりますので、御自身の過失になると思います。

以上です。

○田中委員

わかりました。遊泳禁止を案内していて、訪れた方が泳いだ場合は、その方の自己責任っていうことになるということで理解しました。

そしたら、このたびすごい来場者が少なかったのですが、全体的に観光振興っていう意味で、海の整備っていうものを考えていかない、ハード面もソフト面も考えていかないところだとは思いますが、いろいろあります。海の家支援とか、シャワー室の設置とか、トイレの管理とか、事務所の管理っていう部分もいろいろあるんですが、今後の海の観光振興っていう意味での取り組みを何か考えてらっしゃったらお知らせください。

#### ○杉岡商工観光課長

今年は、特に光市のみならず、多くの海水浴客が見込まれる8月の天候不順の影響を受けて、西日本各地の海水浴場で利用者が減少するなど、虹ヶ浜、室積の両海水浴場の7、8月の利用者も10万人を下回る9万9,700人と、残念な結果となっております。レジャーの多様化とともに、海水浴離れが進む中、海水浴場の来場者の回復が望まれますが、私どもとして、天候はどうしても手の打ちようがございません。

しかしながら、市としまして、引き続き安全で安心、快適な海水浴場の提供に努めるとともに、さまざまな媒体を通しまして、白砂青松で美しい室積、虹ヶ浜海水浴場をPRしたいと考えております。

以上でございます。

#### ○田中委員

わかりました。

そしたら、一つちょっとここでお聞きしたいのですが、この10月12日に虹ヶ浜でコスモアースコンシャスアクトというビーチクリーンのイベントが開催をされますが、この辺に関して、記者発表を行ったり、ホームページや市広報などでも紹介してPRとかをやれば、光市の虹ヶ浜っていうものがまた広く市民の皆様、また市外の皆様に対しても広まっていくのではないかなと思うのですが、そのあたりについていかがお考えでしょうか。

#### ○杉岡商工観光課長

確かに10月12日に光の虹ヶ浜海水浴場を利用して、清掃ボランティア活動をされるというふうにお聞きしております。

光市としまして、後援依頼を受けておりますが、山口県ともに後援予定としております。

ただ、PRにつきましては、事業者が実施される奉仕活動でございますので、事業者のほうでPR等やっていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

#### ○田中委員

本当、いろんな方法をもって発信していかないという部分を先ほども言われていまして、これ、このコスモアースコンシャスアクトっていうのは、全国で行われているので、僕も他市の対応っていうものを調べてみたのですが、これ、島根県の石見市とかだと観光協会、公式観光サイトのほうで案内をしていたり、千葉県の市川市とか佐賀県の唐津市なんかは、もう市のホームページのほうでも紹介しておりますので、ぜひやっているほうのいい事例のほうを参考にして、どうやったらできるかっていうものを考えながら取り組んでいただきたいと思います。

続いてなんですが、観光協会のホームページ、リニューアルをずっと取り組まれておりましたが、進捗状況についてお聞かせください。

○杉岡商工観光課長

観光協会のホームページでございますが、10月1日付で旧ホームページを閉鎖しまして、新しいホームページに完全移行する予定と聞いております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。

そしたら、その中にちょっと以前から要望していた部分なのですが、フェイスブックの機能ってものは採用されているのでしょうか、お聞かせください。

○杉岡商工観光課長

現在のところSNS、フェイスブックというのは聞いておりませんが、当面の間はイベント情報、お知らせについてホームページの上で告知するというのを優先しまして、ソーシャルネットワーキングサービスにつきましては、対応は今後の検討課題ということでお聞きしております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。10月1日からっていうことで、そこに期待する部分ではあるんですけど、これも、フェイスブックとかのSNSに対しても、随分前から提案して、検討課題としてこの立ち上げ、リニューアルに向かって動いていた中で、まだ検討課題っていうのは、やっぱりちょっと時間が遅いのかなっていう気もします。やっぱりそのときのいいものを入れながら、しっかり光市の観光PRっていうものを行っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○末岡農業耕地課長

済いません、先ほどの田中委員さんの御質問に対しまして訂正がございます。先ほど、青年就農給付金のお尋ねの中で、私、農業会議所からの支払いと言っておったの



ですが、これ、国・県の補助でございまして、市の方から支払いを行っております。  
以上でございます。

#### ○畠堀委員

私のほうから、今年度事業について3点ほど、進捗状況等についてお伺いしたいというふうに思います。

まず一つは観光協会の関係ですけれども、昨年度事務所移転を実施いたしまして、今年度も引き続き観光協会の体制及び案内機能の強化、イベント等の充実、パンフレットリニューアル等が掲げられておりますけれども、こういった事務処理手続についての評価と、今年度の取り組み状況についてお尋ねしたいと思います。

#### ○杉岡商工観光課長

観光協会の移転の効果ということでございます。まだ数字的に推しはかれるものは手元のほうに持ち合わせておりませんが、冠山総合公園という当市の観光拠点に事務所を構えておりますことから、観光機能強化の一番の効果といたしまして、土日、祝祭日の業務を実施することにより、観光局の皆様にもきめ細やかな案内業務を行えるようになったと考えております。

特に梅まつり並びにばら祭り、期間中、数多くの観光客が訪れられますが、土日、祝祭日の対応が可能となりましたことから、一定の効果はあったものと考えておりますし、先ほどもちょっと申し上げましたが、今年度につきましては、若干おくれ気味ではございますが、ホームページ等のリニューアルによって、新しい情報の提供というのできるようになり、更なる期待をしているところでございます。

以上でございます。

#### ○畠堀委員

観光協会の事務所移転によって効果が出ているってことですが、また、どのぐらいの方が訪れているのか、そのあたりのこと、数字がわかればまた教えていただきたいと思っておりますし、多くの方が観光協会を訪問されて、いろんな情報交換が行われることによって、また新しい事業展開というのも期待できるのではないかと思いますので、ぜひ今後とも市のほうとしても、観光協会へのフォローなり、支援のほうをよろしく願いしておきたいというふうに思います。

次に、今年度の同じく事業進捗状況ですけれども、体験型旅行誘致推進事業というのが掲げられておりましたけれども、こちらのほうの進捗状況についてお尋ねしたいというふうに思います。

#### ○杉岡商工観光課長

昨年度、光市体験型旅行推進協議会を立ち上げ、そうした活動を開始したところでございます。また、体験プログラムのパンフレットを作成し、今年度につきましては、光市を除く県内18の教育委員会を通じ、全小中学校、小学校は295校、中学校は150校

になります。パンフレットを配付したところがございます。

この結果、数件の問い合わせがあり、そのうち1校については、教職員さんが、スポーツ交流村に視察を実施しておられます。また、来年度の宿泊学習につきまして、前向きに検討いただくということになっております。今後は、協議会の活動の中で、県内のみならず、県外の修学旅行の宿泊体験等の誘致も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○畠堀委員

早速、積極的な取り組みをいただいているのではないかとというふうに思いますし、こういった取り組みについては継続してやっていくということが大事じゃないかと思っておりますので、協議会を通じて、新しい試みも含めて、今後も継続的な取り組みをお願いしときたいというふうに思います。

最後にもう一点、今年度の10周年記念事業の一つでもございましたけども、プレミアムつき市内共通商品券事業がございました。こちらについては大変好評で、比較的短い間隔で完売したというふうに伺っておりますが、その後の状況についてお尋ねしたいというふうに思います。

#### ○杉岡商工観光課長

プレミアムつき市内共通商品券事業につきましては、7月30日の発売日に際し、市議会を代表して議長さんに足を運んでいただき、オープニングイベントを開催し、販売をスタートしました。おかげをもちまして、商品券は発売後4日目の8月2日、新市誕生10周年記念事業にふさわしく、午前10時10分に完売をいたしました。

その後の利用状況につきましては、8月から使用開始で、1カ月間の事業所の換金状況でございますが、総額1億1,000万円のうち2,855万8,000円が換金され、利用率としましては26%となっております。

以上でございます。

#### ○畠堀委員

御説明ありがとうございました。よく理解できました。ありがとうございます。

#### ○大樂委員

それでは、1点質問させていただきます。

室積の松原海岸の保全なのですが、地元説明で、どのあたり進んでおるか、例えば、集会場の移設とか、そういったのがわかります範囲内でお願ひします。

#### ○藤井水産林業課長

今、松原海岸の進捗状況のお尋ねでございます。

今年度は、自治会館を含む家屋の補填補償ということで予定しておりまして、今、

各自治会のほうに、自治会ごとの概算、補償関係の概算を提示する交渉等を行っているところでございます。

今後については、各自治会の判断によろうかと思えます。

以上でございます。

○大樂委員

何回ぐらい開催されて、次回、いつごろの予定でしょうか。

○藤井水産林業課長

まだ次回の予定というのは、まだ決まっておられません。その都度自治会のほうと連絡をとりながらやっていくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○大樂委員

集会所の見積もりっていうのですか、評価価値にかなり乖離があると思うのですが、そのあたりの説明、どのようにされておるのでしょうか。

○藤井水産林業課長

現物に対する補償の算定でございますので、当然差があるのはもったいな話だと思いますので、今あるものの建物、用地、それから立木関係があれば、そういったものも含めまして御説明をしているところでございます。

以上でございます。

○大樂委員

これは、自分の案なのですが、3つある集会所ですけど、まとめてというそういうのを考えるタイミングにはないのですよね、まだ。

○藤井水産林業課長

そういった方法もないことはないのですが、自治会の建物がそれぞれ別々でございますから、それぞれの自治会のほうでそのあたりは御判断されるべきものであると考えております。

以上でございます。

○大樂委員

わかりました。よろしく申し上げます。

以上です。

○大田委員

今、鳥獣被害のことについて、お聞きしたいのですが、鳥獣被害で狩猟免許を取ら

れた方は、年約2万円何がしか、光猟友会のほうに払っておられるとお聞きしているのですが、それは間違いないですか。

○藤井水産林業課長

これは、普通に狩猟される方で猟友会に入っておられる方と、市のほうで、免許の補助を通して推進してきた自衛わなの免許を取っておられる方の大きく2つに分かれるかと思います。

自衛わな免許取得者は、御自分の農地である、田んぼや畑を守るために、有害鳥獣の捕獲対策をされるということなので、基本的には、その方がすぐ猟友会に入って、捕獲までやられるということは通常はないのですが、そういう狩猟期にも、捕獲をしたいということになれば、自衛わなは狩猟免許で市の許可があれば、自分の農地の保護、捕獲対策ができるわけですけれども、別に、猟友会の会員さんが行われている県の狩猟者登録をしないとできないということで、そのときに、今言われました2万円幾らといったような費用がかかるということでございます。

○大田委員

狩猟免許を取られた方が、ほとんどの方が光猟友会に入っておられて、2万円何がしかを払っておられるのじゃ、今の答弁ではそうじゃないようにお聞きしたんですが、そうですか。

○藤井水産林業課長

そういうことでございます。自衛わな免許取得者のうち一部の方が、そういうふうには狩猟期間も含めて、狩猟するということであれば、登録された方があるのではないかと思います。だから、自衛わな免許を取得された方が、猟友会必ず入る必要はなく、自分の農地を守るための捕獲対策であれば、そういう必要はないということでございます。

○大田委員

そうすると、狩猟免許を取られた方は猟友会に入られて、2万円何がしか払わなくても、市の許可を得れば禁猟期間であっても、自宅の周り、土地ですか、50m以内であればできるという解釈でよろしゅうございますか。

○藤井水産林業課長

自衛わなの免許の方は猟友会に入らなくても、自分の農地の対策のために決められたルールの中で、捕獲対策は市の許可だけでできるということでございます。

○大田委員

そうすると、今、禁猟期間を聞いたわけで、狩猟期間であったら、どういうふうになるんですか。

○藤井水産林業課長

狩猟期間中は、県に対する狩猟者登録がなされていないとできません。  
以上でございます。

○大田委員

それなら、狩猟免許を取って県のほうに登録をしなくては、狩猟期間であってもとられないと、ただ狩猟免許を取っただけでは、狩猟期間であっては捕獲できないという解釈ですかね。

○藤井水産林業課長

はい、そのとおりでございます。

○大田委員

だったら、狩猟免許を取る人は、県のほうに登録をすると、それで光の猟友会に入らなくても登録すればいいということですか。

○藤井水産林業課長

狩猟者登録でございますので、県に登録が要ります。猟友会の会員さんは、皆さん登録されておられます。  
以上でございます。

○大田委員

答弁がちょっとわかりにくいのですが、狩猟免許を取られる、それだけで狩猟はできない、それなら、禁猟期間であったら市の許可を得ればとれると。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○萬谷委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、三井の龍珠院に通じる農道について、拡幅をお願いしたい。拡幅できなければ、退避所の設置をお願いしたい、いかがでしょうか。

○末岡農業耕地課長

龍珠院に通ずる農道の拡幅の要望でございますが、現状、農道拡幅には多額の事業費が必要でございます。市単独費で事業化をするのは非常に困難なところでございます。そのため、国県の補助事業を活用し、農業生産性の向上や営農労力の軽減を図ることを目的に、整備を今現在しておるところでございます。

御要望の農道入線につきましては、隣接する農地も少なく、また、利用者の大半が

お寺の関係者と思われまますので、この状況などからすると、補助事業での整備はちょっと困難であろうと思われまます。こうした状況で、農道拡幅整備は当面難しいものと考えておられます。

なお、待避所の整備でございまますが、地形条件の制約もございまますし、土地所有者の承諾など課題がございまますが、通行車両の安全確保や利便性の向上を図ることから、調査研究は行ってみたいと考えておられます。

以上でございまます。

#### ○萬谷委員

それでは、次の質問に行かせていただきます。農道岩田東荷線は道幅が狭い上に歩道がなく、夏には草が生えて危険であり、岩田駅と東荷を結ぶこの道路の整備をお願いいたしたい、いかがでしょうか。

#### ○末岡農業耕地課長

御要望の農道岩東線でございまますが、農道名は大和農免農道といいます。この農免農道は、農産物の輸送時間の短縮や農業生産者の生産コストの低減、また救急・消防など暮らしの安全性の向上を目的として昭和55年に供用開始をしておられます。

幅員構成につきましては、車道幅員5.5mの2車線道路で、農道整備の目的からすれば現状で妥当というふうに判断しておられます。

歩道につきましても、農道整備の目的などから設置しない方針で運用を行っておられます。

なお、通行の支障となる草につきましては、年2回草刈りを行い、安全確保を図っておるところでございまます。

該当の農道は、供用開始から34年経過しておられます。全線にわたりまして舗装等の老朽化が激しく、今後の農道整備につきましては、アスファルト舗装の打ちかえ等を検討していきたいと考えておられます。

以上でございまます。

#### ○萬谷委員

了解しました。

それでは、もう次に行きます。2つの質問が出ていますので、関連しますのでまとめて発表させていただきます。

若者の定住のため、企業誘致を真剣に取り組んでほしい。そして、それを推進する部署を新設してほしい。もう一つ、光市全体の高齢化が進んでいる。大手企業を呼んでくる、団地をつくるなどお願いできませんかという意見です。いかがでしょうか。

#### ○杉岡商工観光課長

企業誘致の促進に関しての御質問をいただきました。市内に多くの企業が進出することにより、税収の増加はもとより、雇用創出による定住促進への寄与や人口増加に

つながり、また、産業集積による土地の有効活用、都市機能の整理など、将来にわたってまちに活力をもたらすことが期待されております。

光市におきましても、昭和62年に周防工業団地A地区、引き続き平成3年に、B地区及び大和工業団地、そして、平成6年に山口県とともに光ソフトパークを開設するなど、積極的に企業誘致を進めてまいったところでございます。

現在、県内には多くの企業団地が整備され、県と地元自治体とが連携し、企業誘致に取り組んでおりますが、未分譲地の解消が図られない状況にあることなどから、新たな市内への企業団地の整備につきましては、国内経済の動向や企業の設備投資意欲など十分に調査研究を行い、慎重に対応してまいりたいと考えております。

また、職員体制の強化につきましては、現状、新たな専門部署を設置することは困難と考えておりますが、限られた職員体制の中で、山口県の企業立地推進室、東京、大阪両企業誘致センター等と連携を図り、引き続き企業誘致活動を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○萬谷委員

ありがとうございました。

それでは次に、3つ関連性がありますので、3つ質問させていただきます。

ぐるりんバスについて、乗客が四、五人しかいないのに45人から50人乗りのバスを使用している。大型バスの必要性があるのか。

もう一つ、JRバスの光駅の最終便は午後7時台だが、9時になるとバスがない。この件は光市議会でも質問されているが、はっきり言って遅い。執行部も同様、今からやりますでは遅い。今後、どう取り組むかお聞かせ願いたい。

そして、大和では巡回バスを走らせているが、それを光井から室積まで延長して、病院やスーパーマーケットまで行けるようにすることはできないか。それが不可能ならば、室積の空き店舗もあるので、行政の力で生鮮食料品の店を室積中心部に誘致できないでしょうか。

以上でございます。

#### ○杉岡商工観光課長

まず、ひかりぐるりんバスは、2台の中型車を所有し、座席数は31席となっております。バス事業者による車両の更新時に、現状に応じた車両の検討を含め、より効率的な事業運営を求めてまいりたいと考えております。

次に、JRバスの現便の対応でございますが、確かに具体的な市の対応をお示しすることができておりません。また、8時台以降につきましては、防長バスの柳井行き9時8分のみとなっております。バス事業者におきましても、さまざまな検討や試算が、今現在行われているとお聞きしておりますが、具体的な内容については、現在のところお示しをいただいておりますので、その辺もまた情報のアンテナを張らせていきたいと考えております。

次に、大和巡回バスを室積地区というお話でございますが、市営バス、室積地区への延長は、重複路線であることや、市営バスの運行形態から、現状ではなかなか困難と考えております。

光井から室積までの区間は、国道188号に沿いまして、JRバスと、現在、防長バスの2社が運行しておりますので、さらなる利用促進をお願いしたいと考えております。

また、空き店舗への商店の誘致につきましては、室積地区では複数あった生鮮品を取り扱うスーパーが閉店し、その後、一部地域において野菜を中心に営業を行う事業者がいらっしゃいましたが、現在のところ営業を続けていらっしゃるどころはなく、我々としても新たな出店を期待しているところでございます。

なお、行政のほうから直接スーパー等を誘致することは困難と考えております。以上でございます。

○萬谷委員

わかりました。

それでは、次に行きます。これは、牛島の方からいただいたのですが、タクシーが室積港の船着き場の浮き桟橋まで乗り入れてくれない、病院に行くとき等大変なので乗り入れていただくようにしてもらえないかということです、いかがでしょうか。

○藤井水産林業課長

桟橋の御質問でございます。浮き桟橋は、光のように干満の大きい内海にあって、漁業者が漁獲したものを陸揚げしやすいようにすることで整備した施設でございます。また、西側の物揚げ場は、もともと牛島への離島航路のためのうしま丸が接岸していたことから、この目的を継続して浮き桟橋においても、漁協の了解のもとに同様にしているものでございます。

したがいまして、漁船の係船や陸揚げ作業など、また牛島船の乗降客の安全確保のためには、一般のうしま丸利用客の方のタクシー等での乗り入れはできないこととなっております。

ただし、うしま丸への物資の搬入のための宅配業者や郵便局等の車両についての乗り入れ、また、乗客者の方々が、身体的に歩行が困難とか、特別な事情があるような場合はやむを得ないものと考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。

それでは次に、冠山総合公園、冠梅園、冠天満宮、うまく活用できないかという質問です。

○杉岡商工観光課長



例年2月の中旬から3月の下旬の梅まつりにおいては冠天満宮の関係者にも、梅まつり運営協議会に参加いただいております、公園を管理する関係部署とも連携し引き続き魅力のあるイベント開催に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○萬谷委員

それでは、次の質問です。老人の生きがい促進のためにも、朝市の建屋を建設できないかという質問です。よろしく願います。

○末岡農業耕地課長

老人生きがいの朝市の建設でございますが、本市では里の厨を光市の農業拠点施設として整備しております。市内全域から、野菜等の集荷事業も行い、農業生産の拡大と生産意欲の増大や、農業所得の向上に取り組んでおります。

限られた財源を有効に活用するためにも、選択と集中の観点から、現状で朝市への支援は難しいものと考えております。また、高齢者の生きがい対策のための支援といったしましては、農業政策としては困難と考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

わかりました。

それでは次の、これも牛島からの要望です。漁港の外灯が切れている、直してもらえませんか、いかがでしょうか。

○藤井水産林業課長

漁港内の外灯については、市が管理しているものと市以外のもの、例えば漁協等が管理しているものがございます。市が管理すべきものについては、漁船を含みます船舶の安全航行確保のために、連絡を受けましたらできるだけ早く修繕等に対応しているところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

わかりました。

次も牛島からの要望ですが、室積港の簡易待合所、主にトイレなのですが、設置を40年前からお願いしているが、完成はまだなのか、一日も早い設置をお願いしたい、要望です。どうでしょう。

○杉岡商工観光課長

室積港における牛島丸の待合所及びトイレの設置につきましては、光漁港広域漁業整備事業による山口県漁港光支店の建て替えにあわせた整備検討をしてまいりまし

たが、現実に建っておりません。

現在、定期船の発着場になるべく近く、また、乗船客にとって利用しやすい場所への設置に向け、再検討を行っているところでございます。

以上でございます。

#### ○萬谷委員

ありがとうございました。

最後、6個ぐらい関連したのがありますので、一気に行かせていただきます。よろしく申し上げます。

光市の有害鳥獣対策について、東荷地区では、特にイノシシや猿など、被害が年々増加し苦慮している。今後、市としてどのような方向で駆除していくのか伺いたい。

もう一点、イノシシもそうだが、現在、猿がふえて困っている。猿被害対策についても取り組んでいただきたい。

次の1件、イノシシの捕獲に当たっては、捕獲隊に対して捕獲奨励金の交付や資材等の補助が行われている。農地耕作者については、わなで捕獲したイノシシのとめ刺しを捕獲隊に依頼した場合に、経費助成が行われる。近隣市においては、イノシシの捕獲補助については、光市の捕獲隊のように特定された組織以外の場合にも支給されており、光市においてもぜひ検討いただきたい。

もう一点、鳥獣被害対策について市に要請したところ、捕獲隊に任せてあるとのことだったが、しかし、現在、光市で64名の方が狩猟免許を持っておられることだが、この全員が捕獲隊に入って活動していただければ、モチベーションも上がり、また被害も減るのではないのでしょうか。例えば、他の市の猟友会の会員の人たちが、塩田でも捕獲できるように垣根を除いてほしい。

もう一点、猿、イノシシ等について、対策を考え協議してほしいと思います。荒らされるので、農業をやめた人もおられます。年金、給与等であればよいのですが、農業だけの人は収入がありません。

最後に、東荷幼稚園の園庭のミニトマトを猿が食べたそうです。鳥獣対策、被害対策は早目をお願いしたいと思います。

以上、関連した質問です。どうぞよろしく申し上げます。

#### ○藤井水産林業課長

それでは、一つ一つお答えします。

まず最初に、東荷地区でのイノシシやサルなどの被害の増加に対してどのように駆除していくかという御質問でした。現在、光市の有害鳥獣対策でございますが、捕獲による駆除と農作地の防護の両面で取り組んでおります。東荷地区だけのデータはございませんが、旧大和町地区での平成23年度から25年度までのデータによりますと、農林産物の被害額や、イノシシ、サルの被害報告件数は、いずれも少しずつではありますが、減少傾向となっております。

今後の対応でございますが、引き続き捕獲については捕獲隊、あるいは自衛わな免

許取得者の御協力のもと、箱わなやくくりわなで捕獲等を実施・推進し、防護についても農家の方々に対し設置した施設等への補助を継続して行ってまいりたいと思います。

また、捕獲隊を含みます猟友会会員の高齢化の課題もございますことから、このあたりは関係者との協議を重ねて検討していくとともに、新規狩猟免許の取得者に対する助成についても継続してまいりたいと考えております。

続きまして、塩田のサル被害対策についてのお尋ねがございました。サル被害につきましては、特に群れによる被害が旧大和町で多くありまして、はぐれザルも市内全体におります。サル用箱わなは、現在、9基を捕獲隊に貸し出し、捕獲対策に努めておりますが、正直なところなかなか対策に苦慮しているというのが実態でございます。サルは頭もよく、集団で行動することから、捕獲隊により箱わなの設置、あるいは銃により駆除を行っておりますが、なかなか捕獲数の実績数が増えず、平成25年度も大和地区の銃による3頭の捕獲にとどまっております。

現在、捕獲以外の方法としましては、農作物による防護対策と、市職員による見回り時にソフトエアガンによる追い払い等を中心に行っており、今後もより効果的な対策については地元住民の皆様方とも協議して、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3つ目でございますが、捕獲奨励金の補助のお尋ねがございました。捕獲奨励金や捕獲隊の組織については、各市町の実状等により一律ではございませんが、山口県東部広域関係、周南市から岩国市までの5市5町で構成しております東部広域関係ではほとんどの自治体が、光市と同様に捕獲隊への奨励金を支払う方式としております。

今、御質問にございました特定された組織以外の場合の支給等とは、柳井市の猟友会での准組合員制度を設けて、一定のルールのもと鳥獣対策を行っておられる事例ではないかと存じます。

いずれにいたしましても、補助制度は手段でございますが、目的は有害鳥獣被害の減少にありますことから、引き続き、より安全で効果的な対策を研究してまいりたいと考えております。

続きまして、4番目でございますが、市に要請しているところ、捕獲隊に鳥獣対策を任せて、現在、64名の方が免許を持っておると、垣根を取り除いて捕獲ができないかというお尋ねがございました。

現在、光市の狩猟免許取得者は、平成26年の9月現在でわな猟が72名、第1種の銃猟が34名、第2種の銃猟が2名、網猟が2名となっております。これは、重複しておるかもわかりません。わな猟の平成26年度の免許取得者が8名であったことから、64名と言われた数字は、昨年のおわな猟の免許取得者数ではないかと思っております。

捕獲隊員数をふやすというのも一つの方法と考えますが、光の場合、地域別に知識と経験が豊富な捕獲隊のほうにお願いをしておる状況でございますが、市も箱わなの移動等では協力し、連携して行っております。

今後は、先ほども申し上げましたが、捕獲隊とか猟友会会員の高齢化による編成が難しいことも予想されますので、猟友会それから各捕獲隊等の関係者の皆様方と、こ

ういった問題を積極的に協議を進めたいと考えております。

また、鳥獣被害は、行政の区域を越えて発生しますことから、先ほど申し上げました広域での対策協議会でいろんな連携の事業にも取り組んでおります。

他の市町の猟友会会員が市内のほうで捕獲ができるかの御質問でございますが、この広域対策の中で、関係市町村が連携して取り組むということ自体は可能ですが、区域を越して猟友会の会員が捕獲に実際に当たるということは、許可の関係からは、現状では困難と考えております。

それから次に、サル、イノシシ対策で荒らされるのに農業をやめられる方がいらっしやると、収入がありませんということですが、農業をされる皆様方には大変な御苦労があることは理解しております。市としてどのような対策が有効であるか、引き続き研究してまいりたいと思います。

しかしながら、鳥獣被害、有害鳥獣を全て捕獲することもできませんので、農家の皆様方には、捕獲対策と並行して、引き続き防護対策のほうに取り組んでもらって、被害の低減につなげていただきたいと思います。引き続き、市のほうも支援したいと考えております。

東荷幼稚園のミニトマトで、鳥獣対策を早目にとということでございます。近年は、市街地へのイノシシ、サルの出没が増加傾向にあります。こういったことで、野生動物を山から出さないような対策も重要で、必要だと考えております。動物の食べ物となります広葉樹の植栽とか、先ほど申し上げました地域の方々と連携したような山の適切な管理に向けて、取り組みを検討してまいりたいと思います。

なお、市では捕獲対策に引き続き努力してまいりますけども、万が一そういった事態、出没した場合には、直ちに御相談を市のほうにいただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○萬谷委員

ありがとうございました。

以上で終わります。